

第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

北広島町

はじめに

全国的に、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。急速に進行する少子化、核家族化による地域とのつながりの希薄化、児童虐待の深刻化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの貧困状態の連鎖など、子育て家庭を社会全体で支援していくことが重要となっています。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが、子どものより良い育ちに繋がると考えます。

そこで、本町では、妊娠から出産、その後の子育ての中で、不安や悩みを抱えた時、専門的な相談窓口として、平成30年4月に北広島町子育て世代包括支援センター「ネウボラきたひろしま『てごてご』」を開設しました。

妊娠、出産期から子育て期にわたり、保健師、助産師、保育士などが、子どもの発達と成長を見守りながら、ワンストップサービスによる切れ目ないサポート体制を構築し、家族全体を支え、子育て世代が安心して子育てできる町づくりに取り組んでいます。

近年、共働き家庭が増加し、ライフスタイルも大きく変化してきています。同じくして、令和元年10月には、「幼児教育・保育の無償化」が施行され、こうした状況から、保育ニーズは今後、益々多様化していくと考えます。

町では、更なる質の高い教育・保育の安定的な提供と子ども・子育て支援事業の計画的な実施を通じ、子どもの健やかな発達を支援していきます。

本計画の将来像である「“ほっと”できる環境で、子どもが“すくすく”育つまち」の実現に向けて、すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子育てでき、子どもの権利が守られ、健やかに育つ社会の実現に向け、関係機関と連携を図りながら、引き続き取り組んでいきます。

最後になりましたが、本計画の策定をご審議いただきました北広島町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました多くの町民の皆様や関係機関の方々に、厚くお礼申し上げます。

2020年（令和2年）3月



北広島町長 箕野 博司

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	1
4. 計画策定における様々な視点.....	2
5. 計画の対象.....	4
6. 住民の意見の反映と情報公開.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1. 近年の人口の推移と割合.....	5
2. 人口構造.....	6
3. 出生の状況.....	7
4. 自然動態と社会動態.....	8
5. 婚姻の状況.....	9
6. 子どものいる世帯の状況.....	10
7. 女性の就労状況.....	12
8. 人口の推計.....	13
9. 子どもの人口推計.....	14
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況.....	16
1. 幼児教育・保育サービスの状況.....	16
2. 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の状況.....	18
3. 北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラ きたひろしま「てごてご」』.....	19
4. 小学生児童への支援サービス.....	20
5. 小中学校の状況.....	21
6. 相談事業の状況.....	22
7. 経済的支援の状況.....	23
第4章 ニーズ調査結果について.....	24
1. 調査概要.....	24
2. 結果概要.....	25
第5章 基本理念と施策体系.....	33
1. 計画の基本理念.....	33
2. 計画の基本目標.....	34
3. 施策体系.....	35

第6章 施策の展開.....	36
基本目標1. 安心して子育てできる環境づくり.....	36
基本目標2. 保健・医療・福祉・経済面での子育て支援.....	46
基本目標3. 子どもの権利を守り、生きる力を育む環境づくり.....	53
第7章 事業量の見込みと確保方策.....	60
1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域.....	60
2. 就学前児童の教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	60
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	62
第8章 計画の推進体制.....	69
1. 子ども・子育て会議の開催.....	69
2. 庁内及び関係機関との連携.....	69
3. PDCAサイクルによる検証.....	69
資 料.....	70
1. 北広島町子ども・子育て会議条例.....	70
2. 北広島町子ども・子育て会議 委員名簿.....	71
3. 計画策定の経緯.....	72

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

北広島町では現在、「北広島町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「現行計画」）を策定し、教育・保育事業の量を定めるとともに、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て家庭への様々な施策を展開しています。

しかし、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、町として、子育て家庭への支援を一層強化することが求められる現状となっています。また、幼児教育・保育の無償化や働き方改革等、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、親がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった目線での子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の充実を大切な視点とするとともに、子どもとその保護者が共に幸せに住み続けることができるよう、現行計画の理念を引き継いだ「第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て家庭を対象として、北広島町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定しました。

3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度を初年度とする令和6（2024）年度までの5か年とします。なお、今後の国及び町を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議等での審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期北広島町子ども・子育て支援事業計画					第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画策定における様々な視点

“子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進

女性の就業率の高まりや共働き世帯・ひとり親家庭の増加により、少子化の傾向にあっても保育ニーズは多様化しています。その一方で、核家族化や少子化による家庭や地域での子育て力の低下、スマートフォンやタブレット等の普及、家庭での食育やしつけ、他者への思いやりや礼節に対する親の考え方の変化等、生まれ育つ子どもを取り巻く環境は変化を続けています。

乳幼児期の育ち方はその子の一生の育ちに影響すると言われていますが、保育所・認定子ども園等の教育・保育事業や様々な子育て支援事業、各種健診や相談事業において、子どもの最善の利益が尊重される量と質の確保とサービスの提供が重要です。また、学童期・青年期においても健やかな育ちが約束される環境づくりをめざすため、小中学校や放課後児童クラブ等の量と質の確保と施設や教育内容の充実を図っていく必要があります。

幼児教育・保育の無償化等による保育ニーズの高まりへの対応

共働き世帯やひとり親家庭の増加に伴い保育ニーズは年々高まっていますが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。今後も教育・保育施設の適切な量と質の確保、保育士・教職員等の人材確保や資質向上が求められています。

小学生児童の放課後健全育成事業の充実

国が示す「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、共働き世帯やひとり親家庭等のいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の量と質の確保・内容の充実に努めます。

育児に不安を抱える保護者への支援と児童虐待の防止

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、育児ストレスをためこんだりする等、児童虐待につながる可能性がある親や家庭を、ネウボウきたひろしま「てごてご」、関係機関・団体との情報共有・連携により適切な支援を行います。また、児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会及びDV防止対策地域協議会や県子ども家庭センター等関係機関との連携強化を図ります。

障がいのある子どもに対する支援の充実

障がいのある子どもに対して、就学前においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、小中学校から高等学校へとライフステージごとにつながりのある支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、発達障がいのある子どもには、早期発見・早期療育が重要であり、そのための支援体制の構築に取り組みます。

妊娠期からの切れ目のない支援の充実

ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量と質の両面にわたり充実させ、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・青年期へと切れ目のない支援を行います。また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、年齢・発達段階に応じた子どもへの接し方等に関する親の学び等、子どもが健やかに育つ環境整備を進めます。

子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

男女共にゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親が主体的に子育てできるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への住民の関心と理解を深めるとともに、関係機関と連携し労働環境の改善を企業等に働きかけます。

外国につながる子どもへの支援・配慮

外国人の就労の増加により外国人の子どもの増加が見込まれることを踏まえて、該当する子育て家庭が教育・保育事業や子育て支援事業等を円滑に利用できるような適切な支援を行っていきます。

安心・安全な子育て環境の充実

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民・団体と連携し、通学路や生活道路における見守り・支援体制の強化を図るとともに、防護柵等の整備、児童生徒に対する交通安全教育を推進します。

子どもの貧困対策

我が国では2015年時点で「7人に1人の子どもが相対的貧困の状態」にあるとされています。生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない社会の実現をめざして、教育・生活・就労・相談・経済的支援や子どもの居場所づくり等、子どもの貧困対策に取り組むことが重要です。

相対的貧困の家庭の特徴の一つに外見からはわかりにくいことがあります。子どもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら、子どもの貧困に関する様々な支援や施策を推進していきます。

5. 計画の対象

本計画は、町内のすべての乳幼児から概ね 18 歳までの児童生徒とその家庭を対象とします。

6. 住民の意見の反映と情報公開

本計画は町民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点を踏まえて策定しました。

(1) 「ニーズ調査」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、就学前児童のいる世帯と小学生のいる世帯を対象として「子育て支援に関するニーズ調査」をそれぞれに対し実施し、調査結果は、本計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として利用しました。

(2) 「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、関係機関や各種団体の代表等で構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセス等に直接かかわることができる仕組みです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、第2期計画策定に関する協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

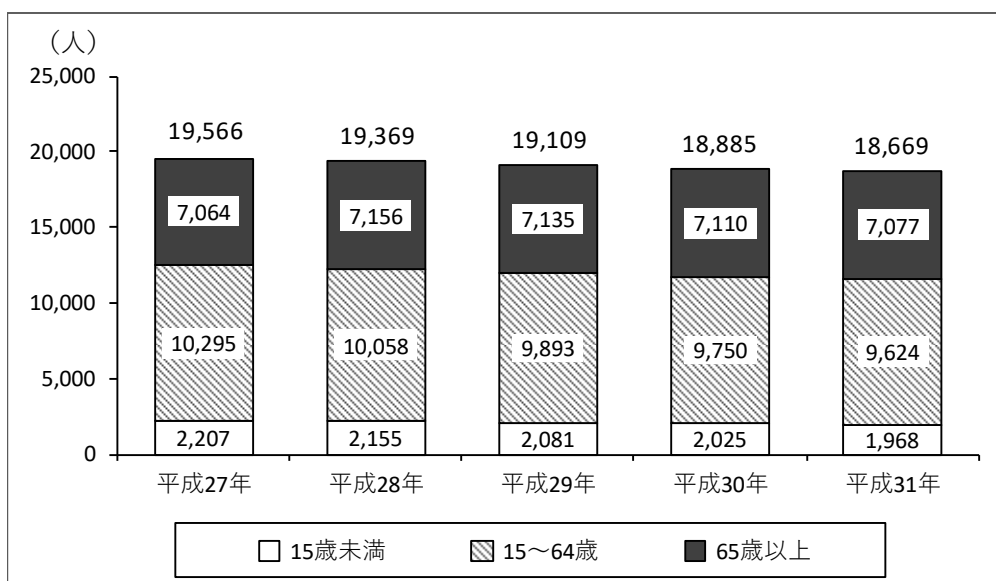
計画案をホームページ等で公表するパブリックコメント（住民からの意見の公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた町民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 近年の人口の推移と割合

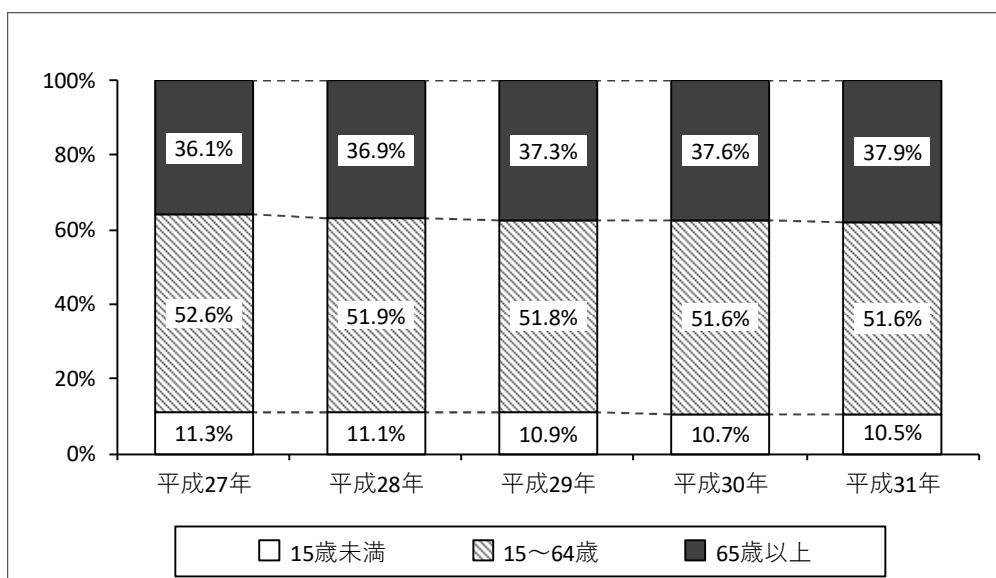
老年人口（65歳以上）は横ばいながらも、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少による高齢化が進んでいます。

◆人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆人口の割合◆

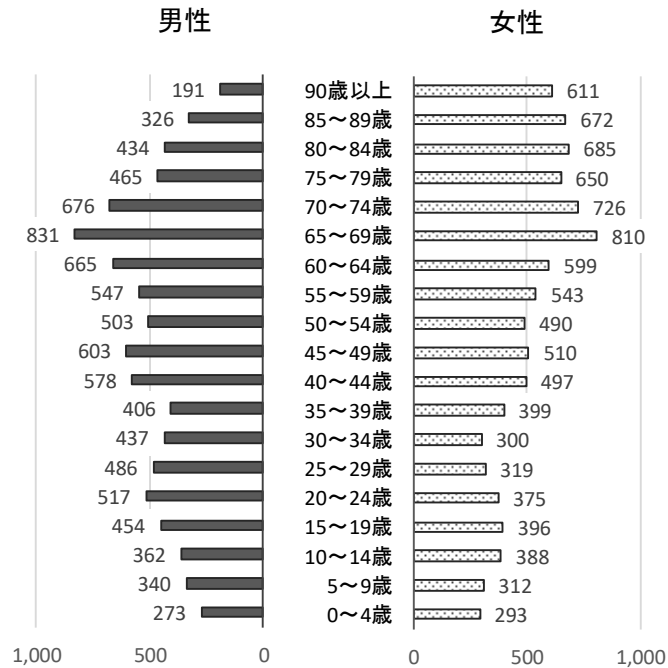


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2. 人口構造

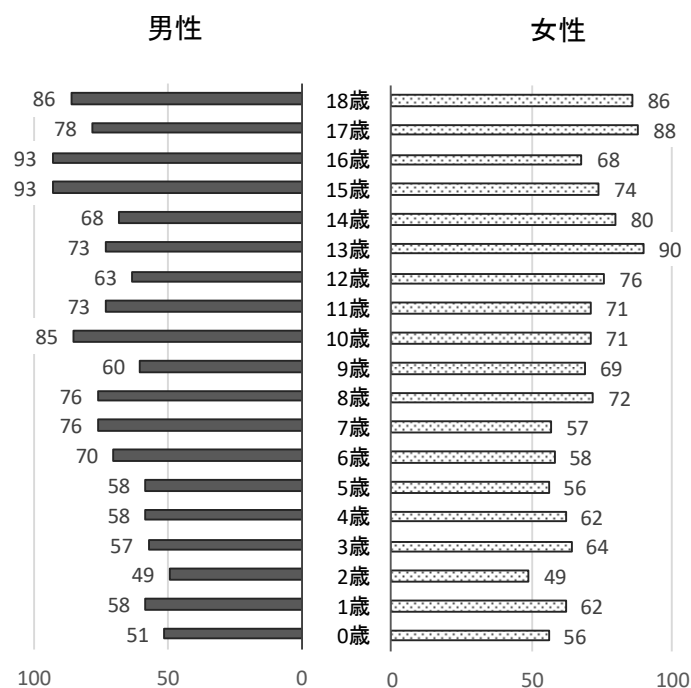
全体では、0～9歳と25～39歳の人口が少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級で見ると、15歳以下の年齢では年ごとに増減はあるものの横ばいまたは減少傾向にあることがうかがえます。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

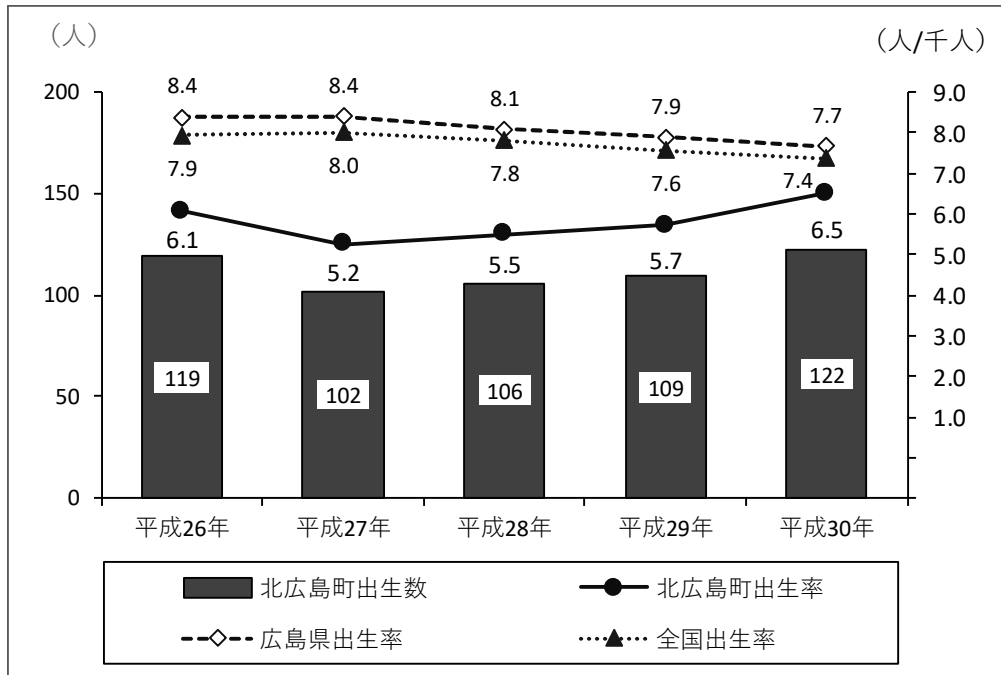


資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

3. 出生の状況

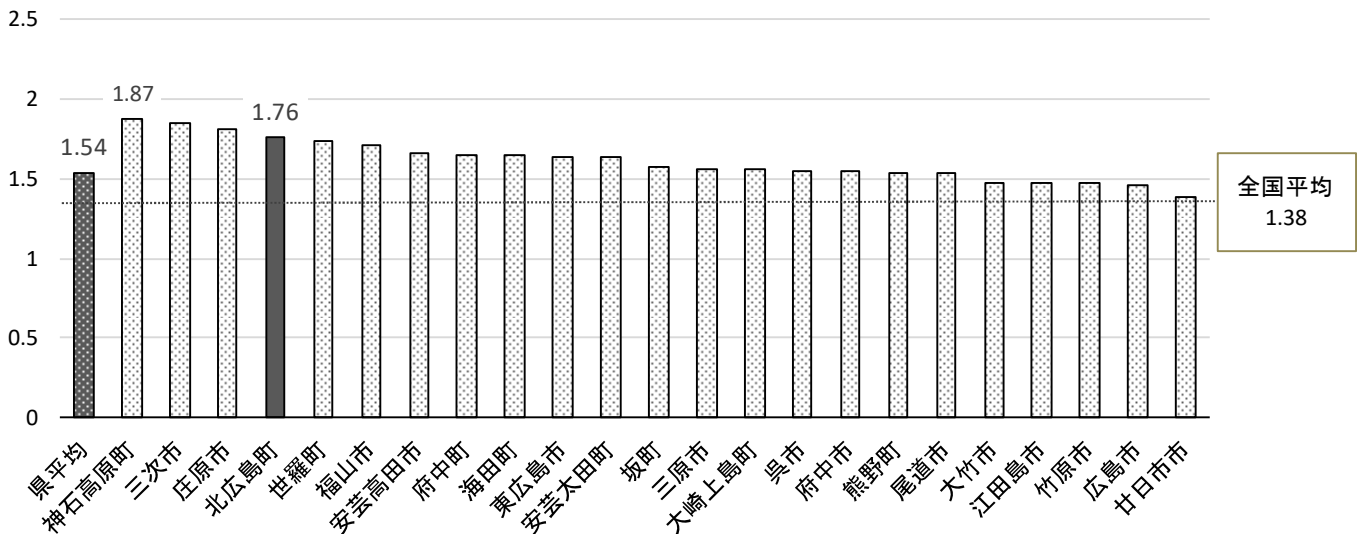
出生数・出生率ともに、近年は横ばいですが、全国及び県と比べて低い値で推移しています。また、合計特殊出生率をみると、北広島町は全国及び県と比べて高くなっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

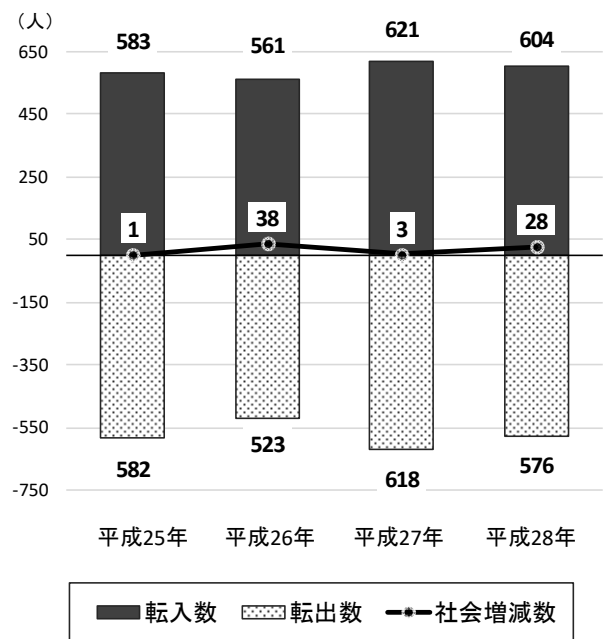
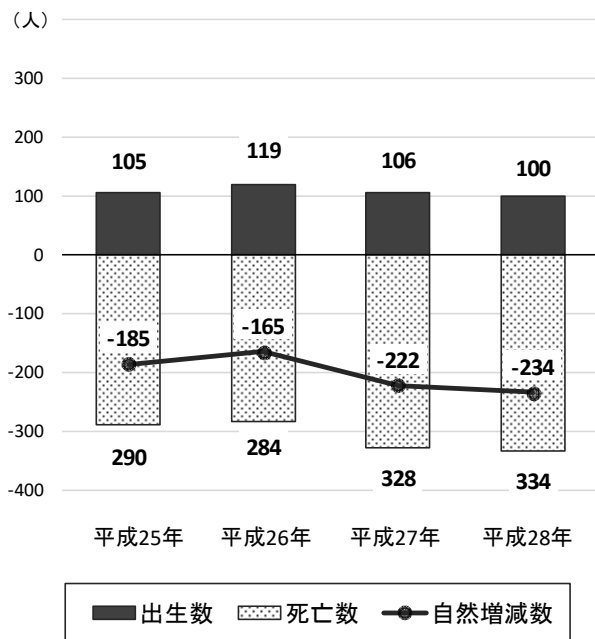


資料：人口動態統計特殊報告（H20～H24の値）

4. 自然動態と社会動態

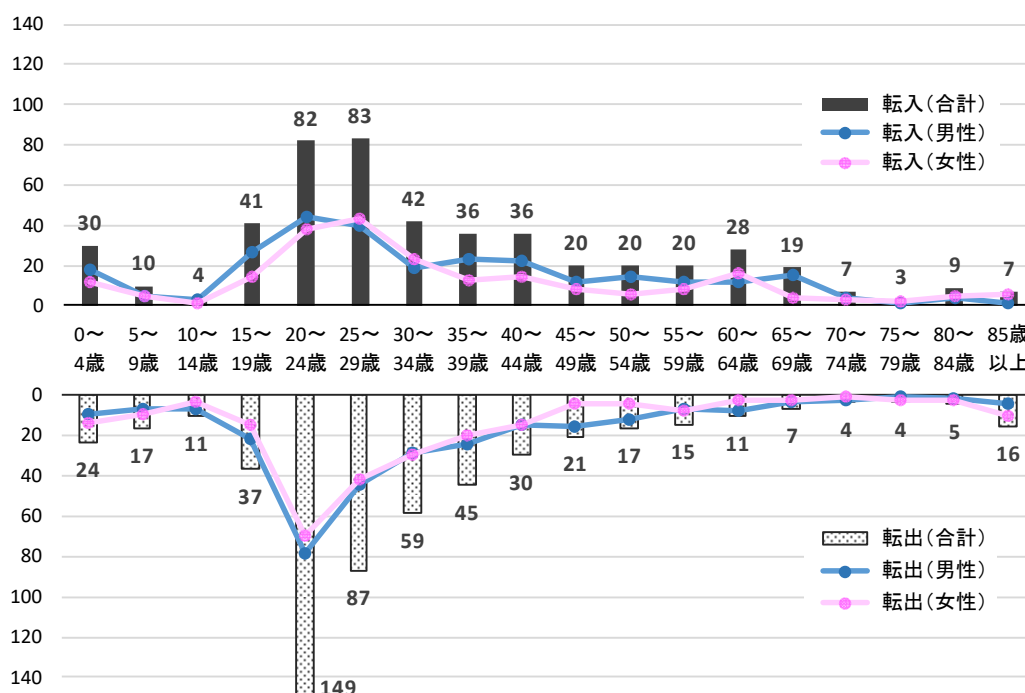
自然動態は減少で推移しており、その要因として出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が推測されます。社会動態は、近年は概ね拮抗して推移しています。また、5歳階級別の転入と転出をみると、進学や就職等による20～24歳の人口の転出が多くなっています。

◆自然動態と社会動態◆



資料：住民基本台帳

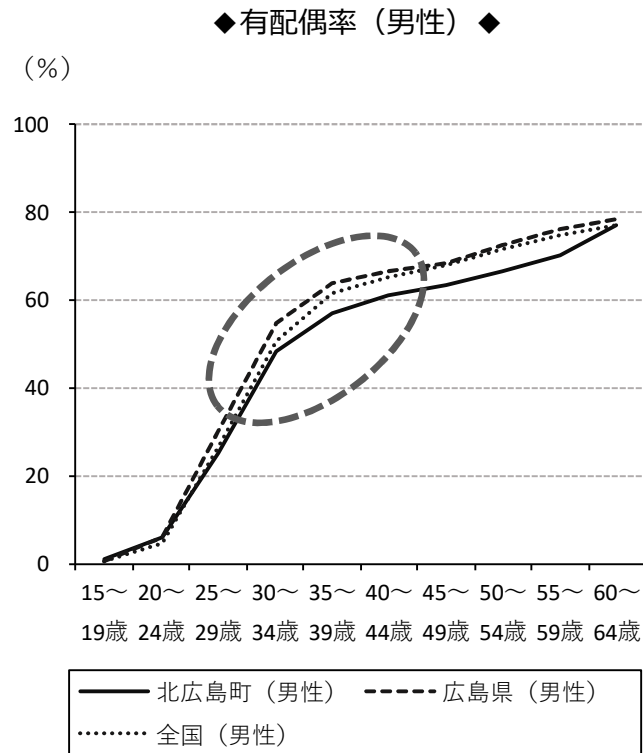
◆転入と転出の比較（5歳階級別）◆



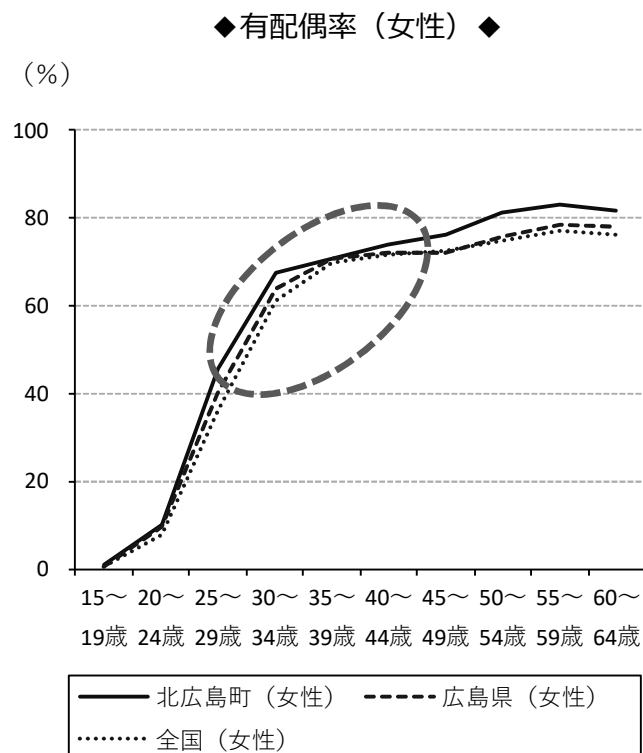
資料：住民基本台帳人口移動報告（平成29年）

5. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、子育て世代と言える25～44歳でみると、全国及び県と比べて、男性ではやや低く、女性ではやや高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

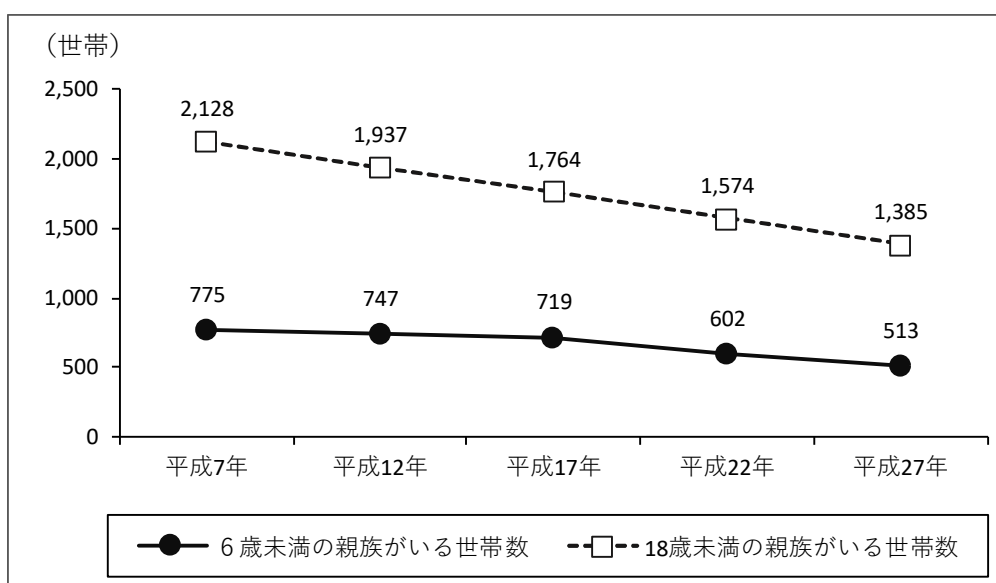


資料：国勢調査（平成27年）

6. 子どものいる世帯の状況

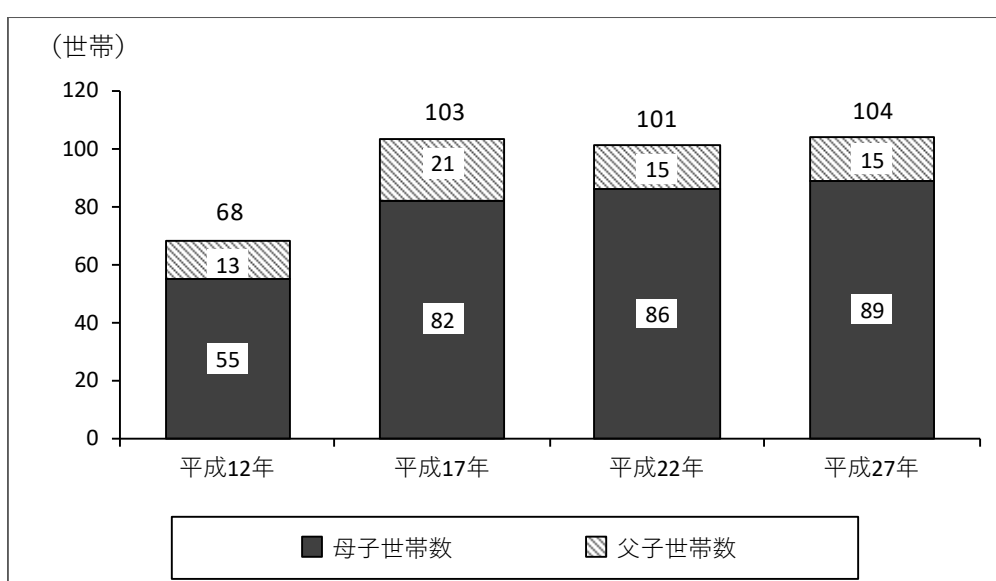
子どものいる世帯数は、減少傾向にあります。また、ひとり親世帯数は、平成17年以降、横ばいとなっています。

◆子どものいる世帯数◆



資料：国勢調査

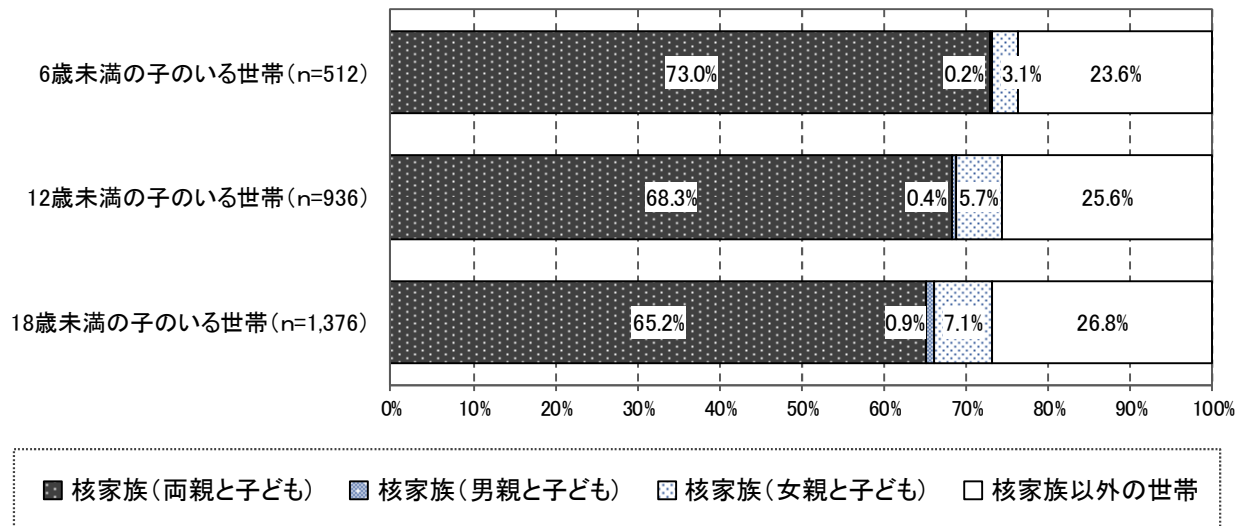
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

子どものいる世帯の家族形態をみると、75%以上が核家族となっています。また、6歳未満の子のいる世帯では3.3%、18歳未満の子のいる世帯では8.0%がひとり親世帯となっています。

◆子どものいる世帯の家族形態◆

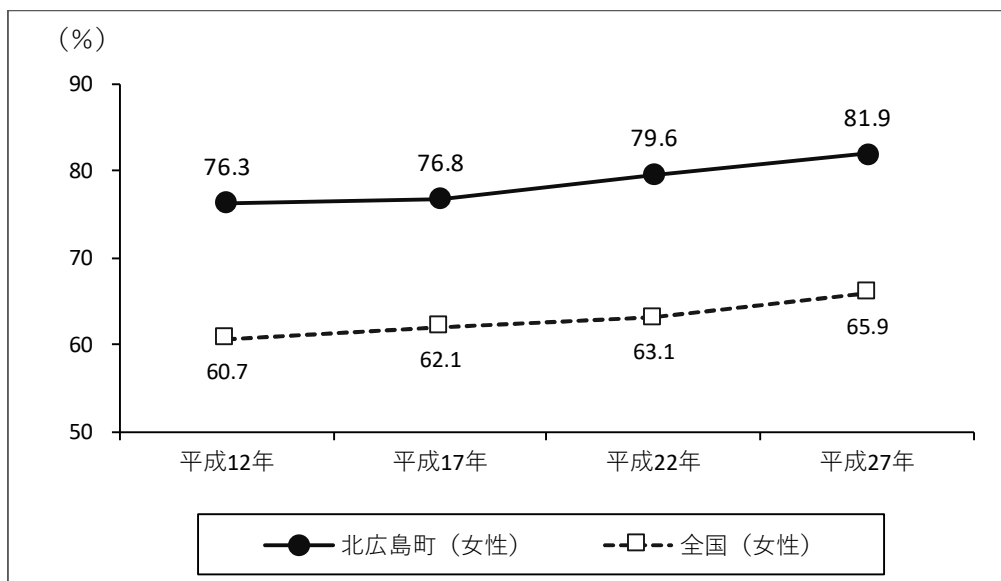


資料：国勢調査（平成 27 年）

7. 女性の就労状況

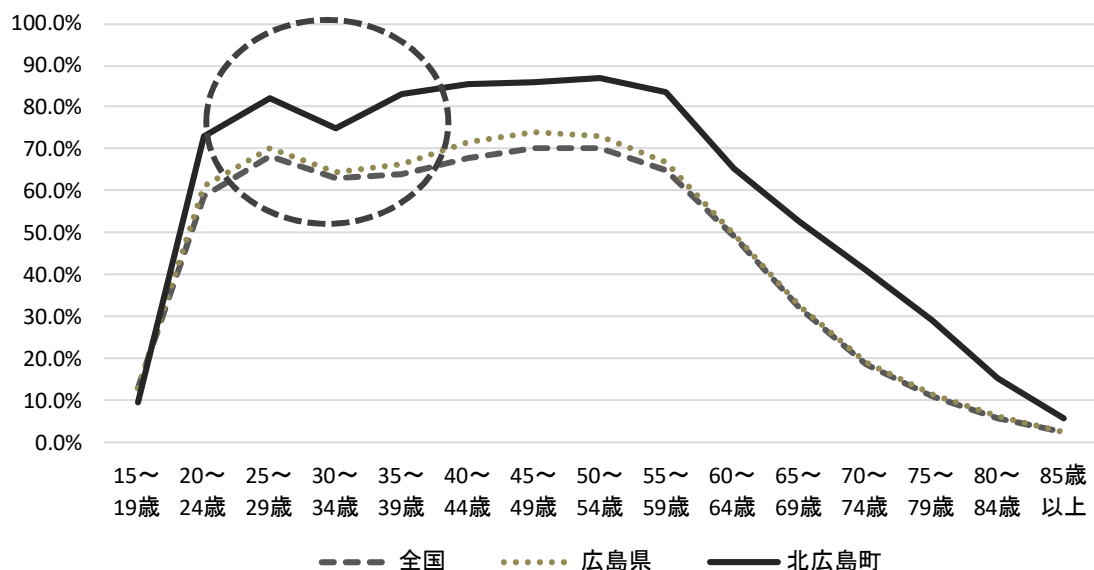
子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、近年は増加傾向で全国平均より高く推移しており、平成27年には80%を超えました。また、女性の就業率を年齢別にみると、全国及び県と比較して、女性の就業率は全年齢で高くなっています。ただし、25～39歳では、出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が見えることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆女性の就業率（5歳階級別）◆

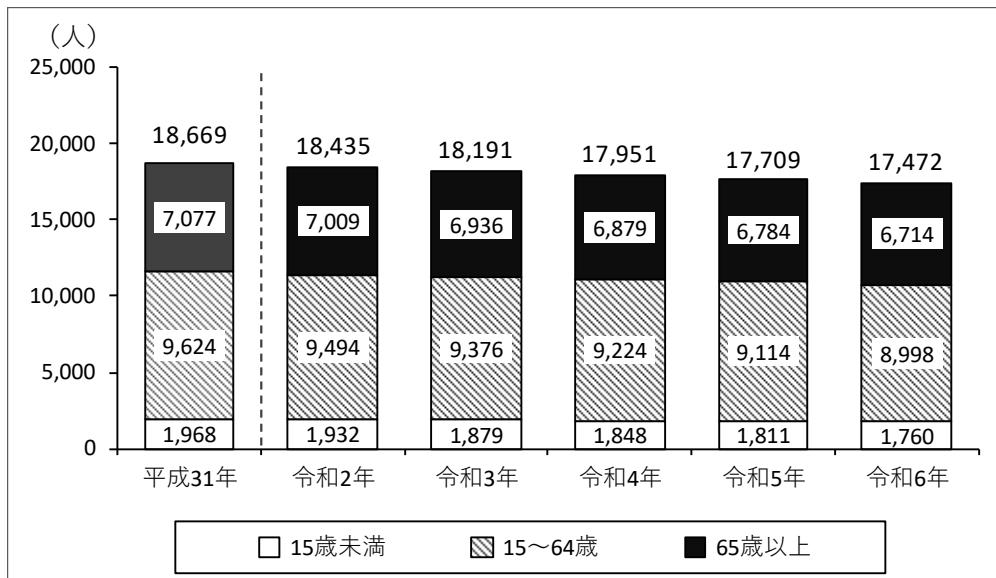


資料：国勢調査（平成27年）

8. 人口の推計

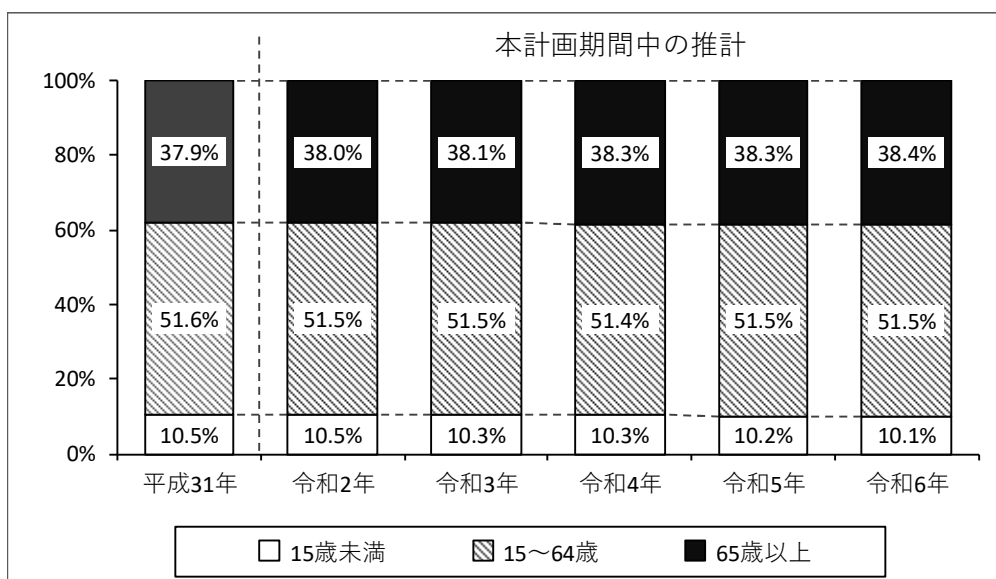
全体の人口減少は進行しますが、年齢三区分別人口の割合はおおむね横ばいで推移することが予想されます。

◆人口の推移（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆人口の割合（推計）◆



資料：住民基本台帳（平成 27～31 年の各年 4 月 1 日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

9. 子どもの人口推計

本計画期間中の子どもの人口推計をみると、出生数の減少に伴い子どもの人口も年々減少していくことが予想されます。

◆子どもの人口推計◆

	実績	本計画期間中の推計				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	107	103	102	100	97	94
1歳	120	112	108	107	105	102
2歳	98	118	110	106	105	103
3歳	121	101	121	113	109	108
4歳	120	119	99	119	111	107
5歳	114	122	121	101	121	113
就学前児童計	680	675	661	646	648	627
6歳	128	115	123	122	102	122
7歳	133	129	116	124	123	103
8歳	148	134	130	117	125	124
9歳	129	149	134	130	117	125
10歳	156	130	150	135	131	118
11歳	144	156	130	150	135	131
小学生児童計	838	813	783	778	733	723
12歳	139	143	154	129	149	134
13歳	163	139	143	153	129	148
14歳	148	162	138	142	152	128
中学生計	450	444	435	424	430	410
15歳	167	146	160	136	140	150
16歳	161	165	145	159	135	139
17歳	166	159	163	143	157	133
高校生計	494	470	468	438	432	422
合計	2,462	2,402	2,347	2,286	2,243	2,182

資料：住民基本台帳（平成27～31年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率）

◆北広島町をめぐる現状◆

人口の推移や構造による視点

北広島町では近年、高齢者数は横ばいながら、65歳未満の人口減少が進んでおり、結果として少子高齢化が進んでいます。人口構造では20歳代後半から30歳代のいわゆる子育て世代の人口が少なく、出生率も近年は国や県と比べて低く推移しており、結果として少子化を進行させています。

少子化対策や若者の定住施策は、北広島町として力を入れているところですが、引き続きこの課題に様々な施策で対応していきます。

自然増減・社会増減による視点

近年、出生数の低下と高齢化による死亡数の増加から自然動態（出生数と死亡数の差）は減少で推移しているものの、社会動態（転入数と転出数の差）は横ばいで推移しています。しかし、転入は50～60歳代が多く、転出は20歳代が多いことから、北広島町に生まれ育った若者が北広島町に留まることができる環境整備が求められます。

婚姻や女性の就労状況からの視点

婚姻の状態を示す有配偶率について子育て世代（25～44歳）で見ると、国や県と比べて、北広島町では男性はやや低く女性はやや高くなっています。その一方で、子育て世代の女性の就業率は国や県と比べてかなり高く推移しており、子育て家庭における共働き世帯の増加が見込まれることから、少子化傾向にあっても保育ニーズの高まりを受け止められる体制づくりが必要です。

人口推計からの視点

町全体として、人口減少・少子高齢化の流れは変わることなく、18歳未満の人口についても平成31年と本計画期間終了の令和6年を比較すると、1割以上の減少が見込まれています。

人口推計は厳しい見通しではありますが、子どもの人口減少の原因は主に出生数の低下であることから、子どもを生き育てやすい環境づくりに一層取り組んでいくことが求められます。

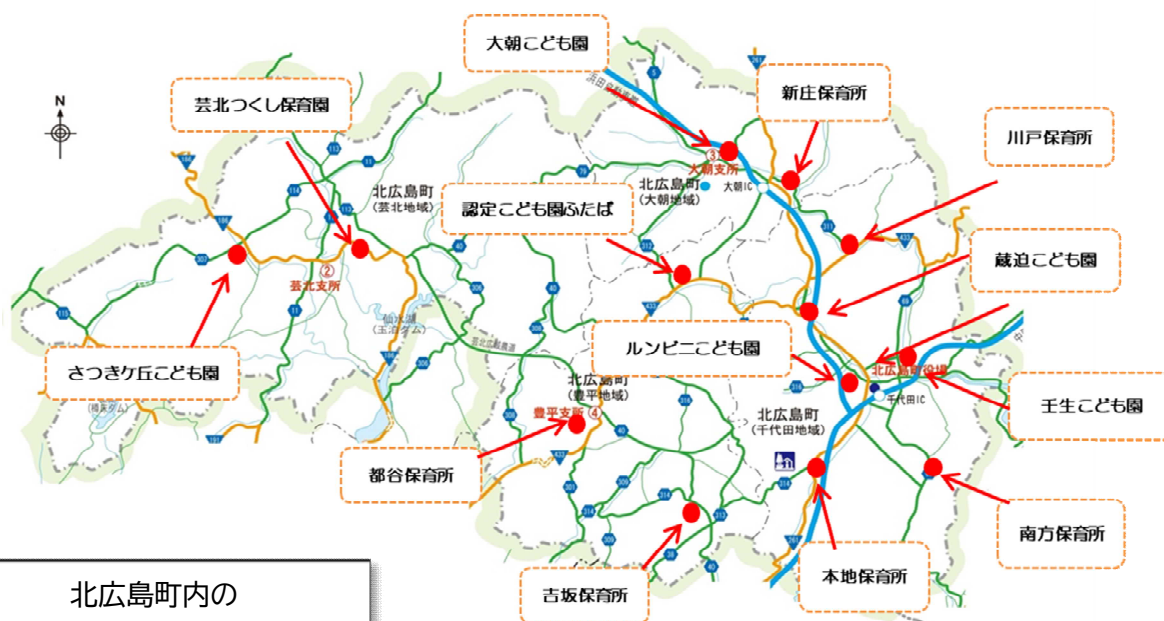
第3章 教育・保育事業、子育て支援サービス等の状況

1. 幼児教育・保育サービスの状況

■ 町内の保育所（園）・認定子ども園（平成31年4月1日現在）

保育所は7か所（公立5、私立2）、認定子ども園は6か所（私立6）となっています。

地区	名称	施設の種類	1号認定 定員（人）	2号認定 定員（人）	3号認定 定員（人）
芸北	芸北つくし保育園	公立認可保育所	—	21	9
	さつきヶ丘こども園	私立認定子ども園	2	10	8
大朝	新庄保育所	公立認可保育所	—	30	10
	大朝こども園	私立認定子ども園	7	30	13
千代田	川戸保育所	公立認可保育所	—	15	5
	南方保育所	公立認可保育所	—	24	6
	本地保育所	公立認可保育所	—	34	26
	蔵迫こども園	私立認定子ども園	10	30	30
	壬生こども園	私立認定子ども園	10	45	25
	ルンビニこども園	私立認定子ども園	15	65	40
豊平	吉坂保育所	私立認可保育所	—	14	16
	都谷保育所	私立認可保育所	—	14	6
	認定子ども園ふたば	私立認定子ども園	3	9	8
定員総数（人）			47	341	202



北広島町内の
認定子ども園・保育所マップ

■ 認可保育所（園）・認定子ども園の状況（各年4月1日現在）

① 1号認定（3～5歳／認定子ども園の幼稚園機能を利用）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
設置数（か所）	1	2	2	3	6
公立	—	—	—	—	—
私立	1	2	2	3	6
定員数（人）	3	5	5	20	47
公立	—	—	—	—	—
私立	3	5	5	20	47
入所児童数（人）	0	0	1	10	57
公立	—	—	—	—	—
私立	0	0	1	10	57
在籍率（％）	0.0%	0.0%	20.0%	50.0%	121.3%
公立	—	—	—	—	—
私立	0.0%	0.0%	20.0%	50.0%	121.3%

② 2号認定（3～5歳／保育所（園）または認定子ども園の保育所機能を利用）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
設置数（か所）	13	13	13	13	13
公立	5	5	5	5	5
私立	8	8	8	8	8
定員数（人）	388	388	388	368	341
公立	124	124	124	124	124
私立	264	264	264	244	217
入所児童数（人）	431	392	365	342	297
公立	101	82	74	75	71
私立	330	310	291	267	226
在籍率（％）	111.1%	101.0%	94.1%	92.9%	87.1%
公立	81.5%	66.1%	59.7%	60.5%	57.3%
私立	125.0%	117.4%	110.2%	109.4%	104.1%

③ 3号認定（0～2歳／保育所（園）または認定子ども園の保育所機能を利用）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
設置数（か所）	13	13	13	13	13
公立	5	5	5	5	5
私立	8	8	8	8	8
定員数（人）	212	212	212	212	202
公立	56	56	56	56	56
私立	156	156	156	156	146
入所児童数（人）	113	178	181	164	165
公立	26	36	43	40	43
私立	87	142	138	124	122
在籍率（％）	53.3%	84.0%	85.4%	77.4%	81.7%
公立	46.4%	64.3%	76.8%	71.4%	76.8%
私立	55.8%	91.0%	88.5%	79.5%	83.6%

2. 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の状況

■地域子育て支援センターの状況（平成31年4月1日現在）

名称	実施場所	事業内容
芸北子育て支援センター	認定こども園 さつきヶ丘こども園内	<ul style="list-style-type: none"> ●園庭開放 ●妊婦・育児相談 ●ママ友クラブ ●1歳半・3歳児健診 等
大朝子育て支援センター	認定こども園 大朝こども園内	<ul style="list-style-type: none"> ●園庭開放 ●妊婦・育児相談 ●ためになる講座 ●「ちょっとひといき！」 ●おたのしみ会 等
千代田子育て支援センター 「すこやか」	認定こども園 ルンビニこども園横	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て親子の交流の場 ●育児相談・育児講座 ●情報提供 等
豊平子育て支援センター 「ルンルン」	認定こども園ふたば内	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てルンルン（園庭開放） ●子育て通信の発行（年12回） ●育児相談 ●ふたご・みつごサークル ●親子でたのしむ会 等

3. 北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラ きたひろしま「てごてご」』

北広島町は、平成30年4月1日に妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援をするために北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラ きたひろしま「てごてご」』を北広島町役場福祉課・保健課及び各地域子育て支援センターに開設しました。

このネウボラ きたひろしま「てごてご」の開設により、母子保健サービス分野と子育てサービス分野が協働で子育て世代をサポートする仕組みができました。

■ ネウボラ保育士

ネウボラ保育士は、安心して子育てできるように、子育てに関する相談に応じます。また、子育て支援サービスのことを皆さんにPRしたり、子育ての支援者の育成を行います。他にも、認定こども園・保育所（園）の入所についての相談にも応じます。



■ ネウボラ保健師

ネウボラ保健師は、子どもの健やかな成長のために、役場の関係部署、町内の認定こども園・保育所（園）や学校、医療機関等とのつなぎ役を行い、乳幼児健診等の母子保健事業にも参加します。



■ ネウボラ助産師

ネウボラ助産師は、妊娠期から子育てをサポートします。併せて、各地域の妊婦育児相談や乳児健診に参加し、助産師としての相談やアドバイスを行います。



4. 小学生児童への支援サービス

■ 放課後児童クラブの設置状況（平成 31 年 3 月 1 日現在）

放課後児童クラブとは、小学校に通う児童のうち、昼間に保護者が仕事等で家にいない子どもたちを預かり、健全な育成を担う子育て支援であり、設置数は9か所となっています。

地区	名称	定員（人）
芸北	芸北児童クラブ	30
大朝	大朝放課後児童クラブ	55
千代田	千代田放課後児童クラブ	70
	壬生放課後児童クラブ	65
	八重東放課後児童クラブ	55
	本地放課後児童クラブ	45
豊平	都谷児童クラブ	30
	ふたば児童クラブ	30
	みなみ児童クラブ	40

※芸北児童クラブは夏季休業期のみ開所

■ 放課後児童クラブの利用状況（各年 3 月 31 日現在）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
設置数（か所）	9	9	9	9	9
利用児童数（人）	396	396	368	395	384
1 年生	110	102	96	100	96
2 年生	81	97	81	97	94
3 年生	76	76	86	72	71
4 年生	71	62	45	69	65
5 年生	40	42	40	30	31
6 年生	18	17	20	27	27

5. 小中学校の状況

■ 小学校の状況（各年5月1日現在）

町内の公立小学校は9校です。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数（校）	9	9	9	9	9
児童数（人）	931	895	884	842	843
1年生	155	131	143	131	129
2年生	146	157	129	144	135
3年生	142	148	155	127	147
4年生	166	142	147	154	130
5年生	148	170	142	143	158
6年生	174	147	168	143	144

■ 中学校の状況（各年5月1日現在）

町内の公立中学校は4校です。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数（校）	4	4	4	4	4
生徒数（人）	446	446	420	421	388
1年生	148	154	124	146	121
2年生	142	148	150	125	144
3年生	156	144	146	150	123

■ いじめ・不登校の状況

いじめ認知件数は、平成30年度で小学生が33件、中学生が6件となっています。

		実績値				参考値 (8月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
いじめ認知件数（件）	小学生	7	5	16	33	11
	中学生	2	4	9	6	1
	合計	9	9	25	39	12
不登校児童数（人）	小学生	4	1	14	16	5
	中学生	4	1	11	23	10
	合計	8	2	25	39	15

※不登校児童・生徒とは、30日以上欠席したもの（病気欠席を除く）です。

6. 相談事業の状況

■ 健康相談事業の状況

相談窓口等で子育てに関する様々な相談事業を行っています。

		実績値				参考値 (8月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乳児相談	実施回数(回)	48	48	48	47	18
	延参加者数(人)	320	258	297	260	100
幼児相談	実施回数(回)	48	48	48	47	18
	延参加者数(人)	221	163	173	191	63

■ 家庭児童相談の状況

		実績値				参考値 (8月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数(延件数)		39	48	88	165	162
	養育相談(虐待・その他)	17	31	65	45	35
	保健相談	0	0	6	0	40
	障がい相談	22	16	17	18	13
	非行相談	0	0	0	0	0
	育成相談	0	1	0	10	72
	その他	0	0	0	92	2

■ 虐待の状況

		実績値				参考値 (8月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通告件数	実件数(件)	17	31	38	27	17
非該当件数	実件数(件)	5	0	0	0	0
虐待件数	実件数(件)	12	31	38	27	17
処遇数	実件数(件)	17	31	38	27	17

7. 経済的支援の状況

■ 各種手当の状況

平成30年度の受給者数は、児童手当が1,071人、児童扶養手当が105人、特別児童扶養手当が39人、障害児福祉手当が5人となっています。(毎年度3月31日)

		実績値				参考値 (8月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童手当	対象者数(人)	2,080	2,029	1,976	1,934	1,829
	受給者数(人)	1,153	1,121	1,100	1,071	1,015
児童扶養手当	受給者数(人)	133	125	118	105	111
特別児童扶養手当	対象者数(人)	43	43	44	44	46
	受給者数(人)	38	37	39	39	40
障害児福祉手当	受給者数(人)	6	5	7	5	5

■ 各種助成の状況

平成30年度の助成件数は、乳幼児等医療費助成が延11,367件、子ども医療費助成が延14,719件、ひとり親家庭等医療費助成が延3,491件となっています。(毎年度3月31日)

		実績値				参考値 (8月1日時点)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
乳幼児等医療費助成	対象者数(人)	767	730	730	670	597
	助成延べ件数	11,247	11,372	10,681	11,367	2,386
子ども医療費助成	対象者数(人)	1,457	1,702	1,665	1,762	1,617
	助成延べ件数	11,831	13,564	14,479	14,719	6,460
ひとり親家庭等医療費助成	対象者数(人)	344	318	334	370	320
	助成延べ件数	3,529	3,491	3,540	3,491	1,232

※「子ども医療費助成」は平成27年度までは中学校修了までを対象とし、平成28年度より高等学校修了までとしています。

第4章 ニーズ調査結果について

第2期計画（令和2～6年度）を策定するに当たり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するため、ニーズ調査を実施いたしました。

なお、ニーズ調査の実施に際し、国が示す必須の調査項目の他に北広島町独自の調査項目を加えて、北広島町の子育て家庭の意向をより把握できるように工夫しました。

●ニーズ調査を実施する趣旨

子ども・子育て支援法において、各市町村の人口構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用状況や利用希望等を踏まえて計画を作成する必要があると定められています。

そこで、計画の作成にあたり、現在の利用状況や今後の利用意向を把握するため、ニーズ調査を実施し、そこで得られたデータから教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが義務づけられています。

1. 調査概要

調査対象	就学前児童がいる世帯	小学生がいる世帯
抽出方法	平成30年10月末日時点の住民基本台帳から抽出（全数調査）	
配布数	524	617
有効回収数	237	283
回収率	45.2%	45.9%
配布方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成30年11月26日～12月10日	

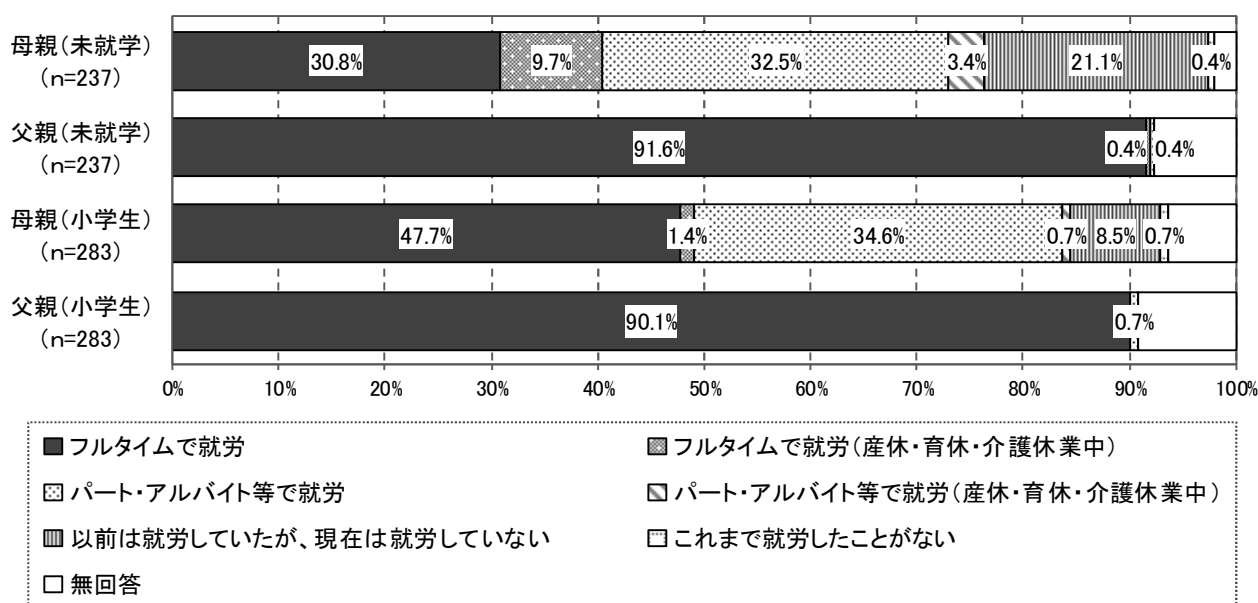
※次ページ以降のグラフについて、【MA】と記載のあるものは複数回答が可能な設問を表します。

2. 結果概要

(1) 母親・父親の現在の就労状況（就学前児童・小学生）

就学前児童がいる母親では“就労している”（フルタイムまたはパート・アルバイトの合計）が76.4%、小学生がいる母親では84.4%と就労の割合がかなり高くなっています。父親では就学前児童のいる世帯・小学生のいる世帯に関係なく、無回答を除くほとんどが「フルタイムで就労」となっています。

《母親・父親の現在の就労状況》



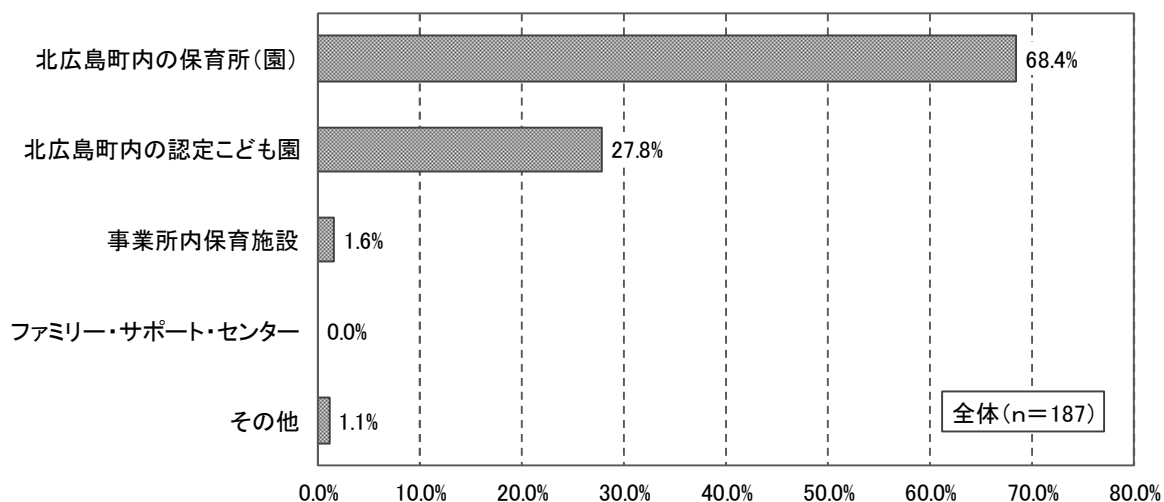
また、就学前児童のいる世帯でみると、母親・父親ともに「週5日」で家を出る時刻は「8時」、帰宅時刻は「18時」が最も高く、小学生のいる世帯では、母親では「週5日」で家を出る時刻は「8時」、帰宅時刻は「18時」が最も高く、父親では「週5日」で家を出る時刻は「7時」、帰宅時刻は「18時」が最も高い結果となっています。

就労時間については、母親・父親ともに「8時間」が最も高くなっています。

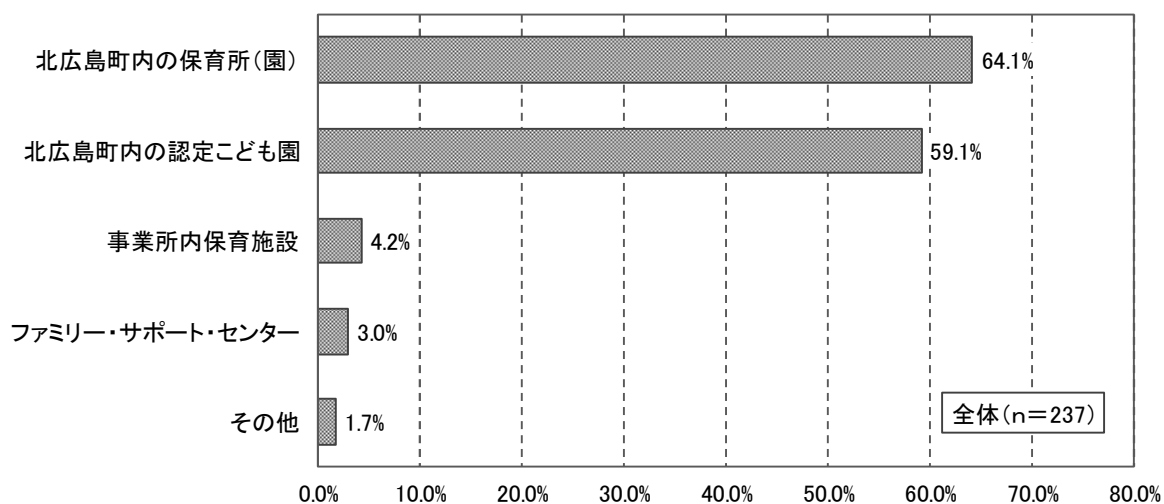
(2) 平日の「定期的な教育・保育事業」※の利用状況と今後の利用意向（就学前児童）

現在の利用状況をみると、ほとんどの方が北広島町内の保育所と認定子ども園を利用しています。今後の利用意向をみると、認定子ども園の利用希望が大幅に高くなっています。

《平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況【MA】》



《平日の「定期的な教育・保育事業」の今後の利用意向【MA】》



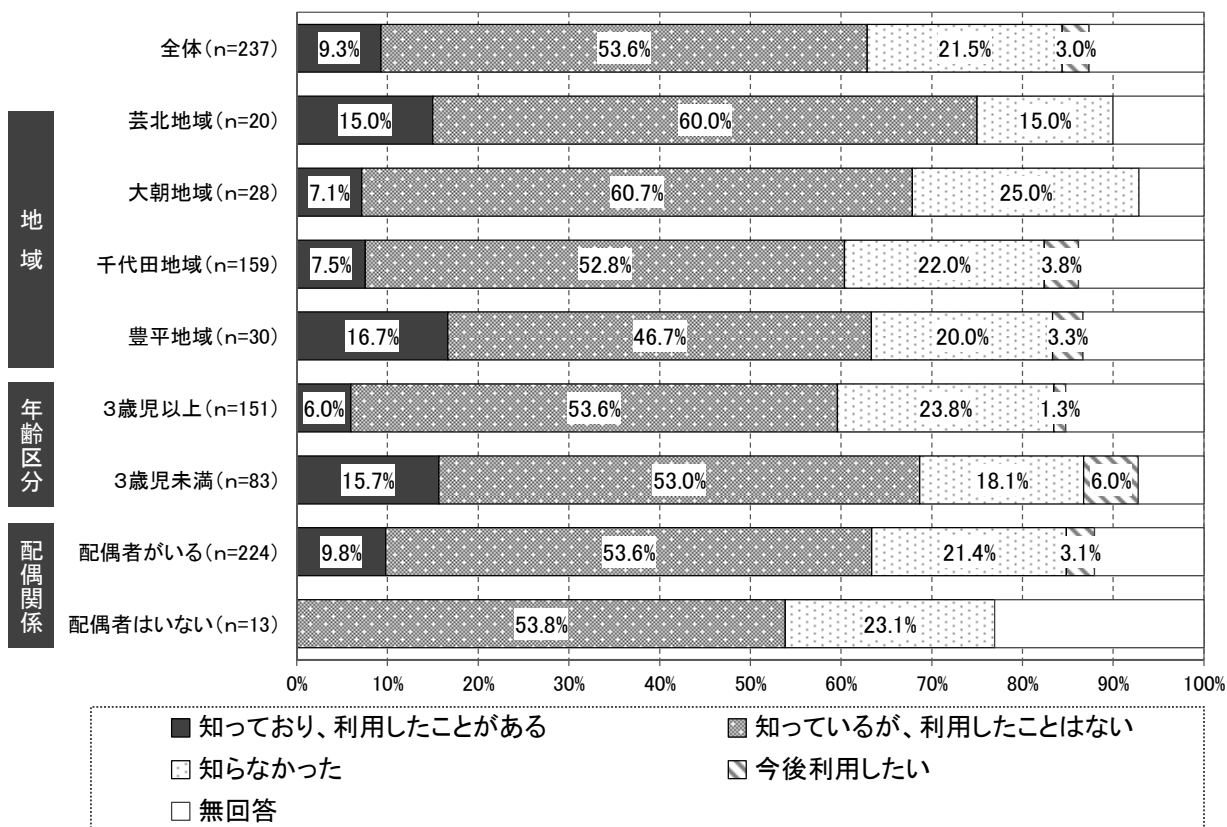
※「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している教育・保育事業を指します。具体的には、認定子ども園、保育所（園）、幼稚園等の事業のことです。

(3) ネウボラ きたひろしま「てごてご」の認知度と利用の状況（就学前児童）

全体では、「知っているが、利用したことはない」が最も高く、次いで、「知らなかった」、「知っており、利用したことがある」の順となっています。

年齢区分では、3歳児未満で「知っており、利用したことがある」の割合が高くなっています。

《ネウボラ きたひろしま「てごてご」の認知度と利用の状況》

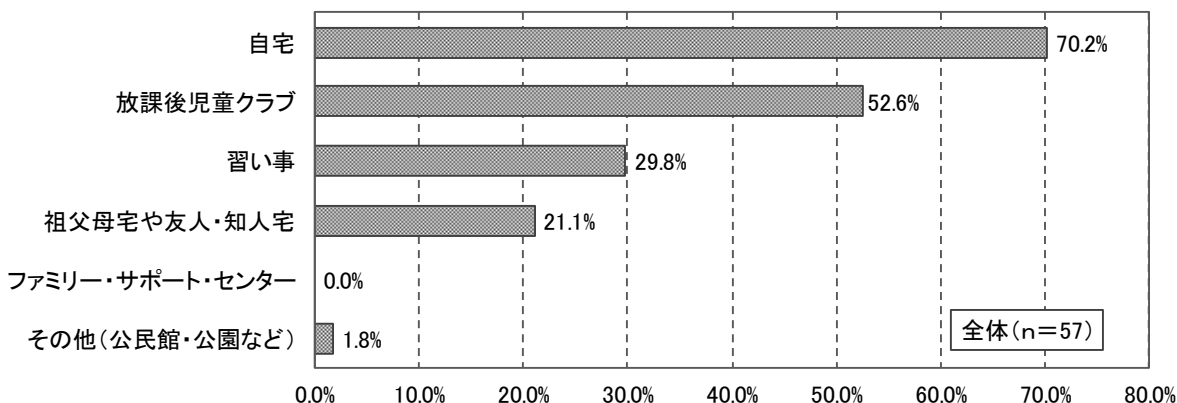


(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方 (就学前児童)

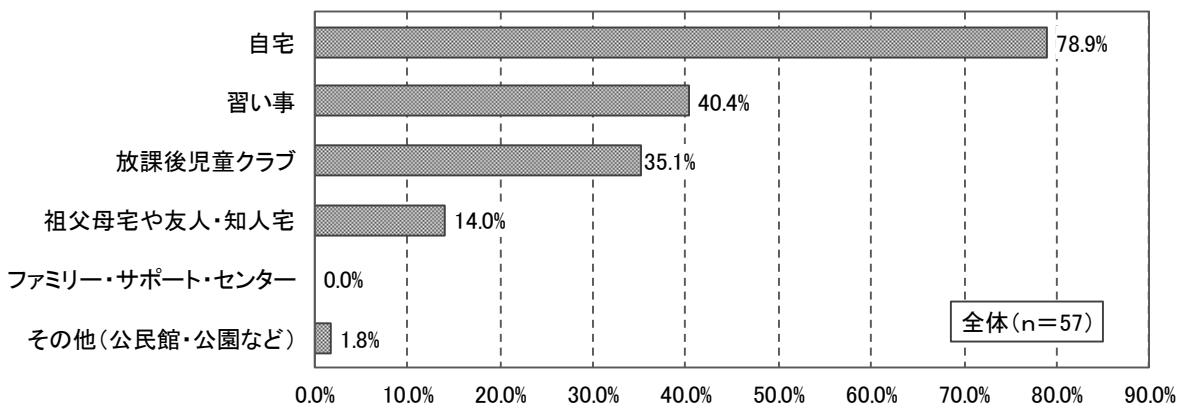
調査時点で5歳児を持つ保護者に対し、小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「放課後児童クラブ」、「習い事」の順となっています。また、小学校高学年になったらどこで過ごさせたいかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「習い事」、「放課後児童クラブ」の順となっています。

放課後児童クラブの利用意向をみると、低学年のうちは52.6%であるのに対し、高学年になったら35.1%と下がっています。また、夏休み・冬休み等の長期休暇期間中の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が31.6%、「高学年になっても利用したい」が36.8%となっています。

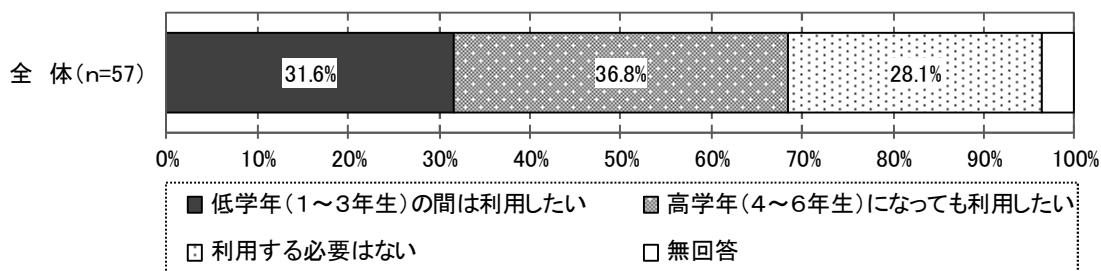
《小学校低学年のうちはどこで過ごさせたいか【MA】》



《小学校高学年になったらどこで過ごさせたいか【MA】》



《夏休み・冬休み等の長期休暇期間中の「放課後児童クラブ」の利用希望》

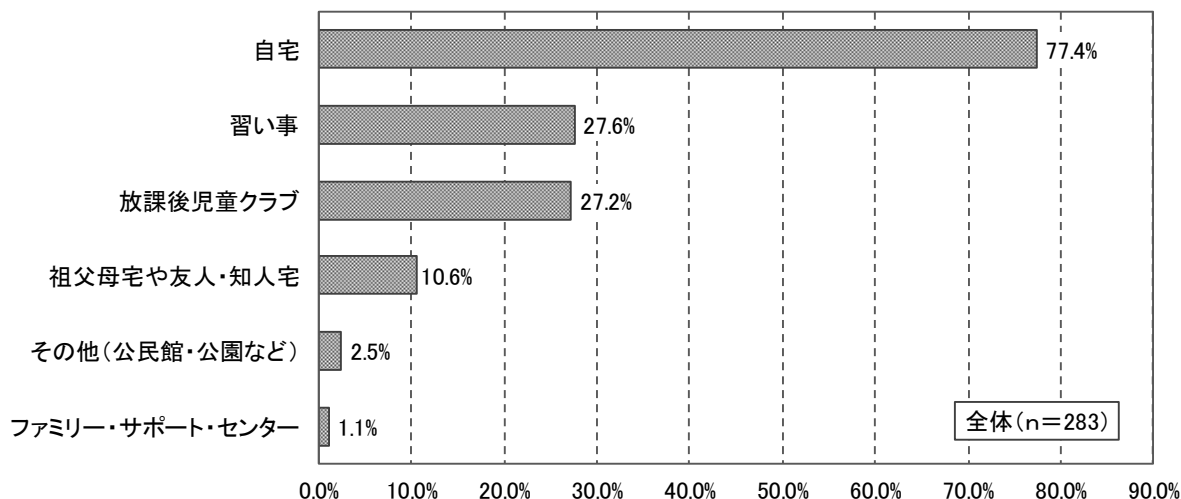


(5) 放課後の過ごし方（小学生）

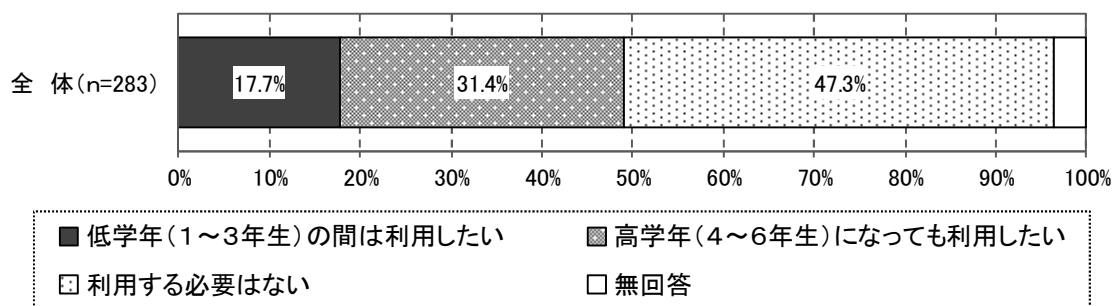
小学生のお子さんが放課後どの場所ですごしているかを尋ねたところ、「自宅」が最も高く、次いで、「習い事」、「放課後児童クラブ」の順となっています。

放課後児童クラブをみると、現在の利用は27.2%となっています。また、夏休み・冬休み等の長期休暇期間中の利用希望は、「低学年の間は利用したい」が17.7%、「高学年になっても利用したい」が31.4%となっており、ニーズの高さがうかがえます。

《放課後どの場所で過ごしているか【MA】》



《夏休み・冬休み等の長期休暇期間中の「放課後児童クラブ」の利用希望》



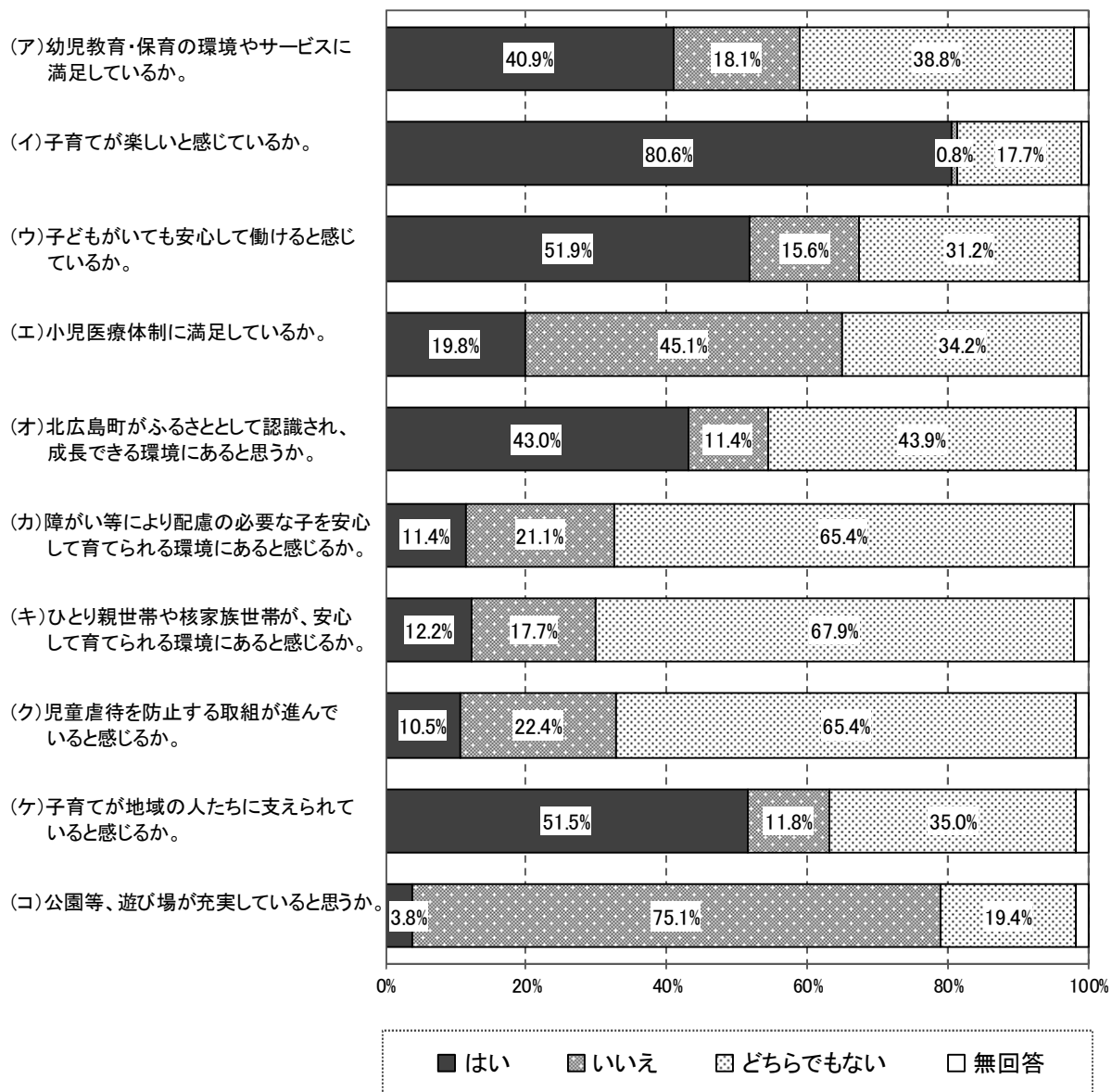
(6) 北広島町の子育て支援や生活環境に関する設問（就学前・小学生）

北広島町の子育て支援や生活環境についてどのように感じているかを尋ねたところ、就学前・小学生ともに、「子育てが楽しい」は「はい」が80.6%と高くなっている一方で、「小児医療体制」・「公園等の遊び場」については「はい」の割合が低く「いいえ」の割合が高くなっています。

《北広島町の子育て支援や生活環境をどう感じているか》

就学前

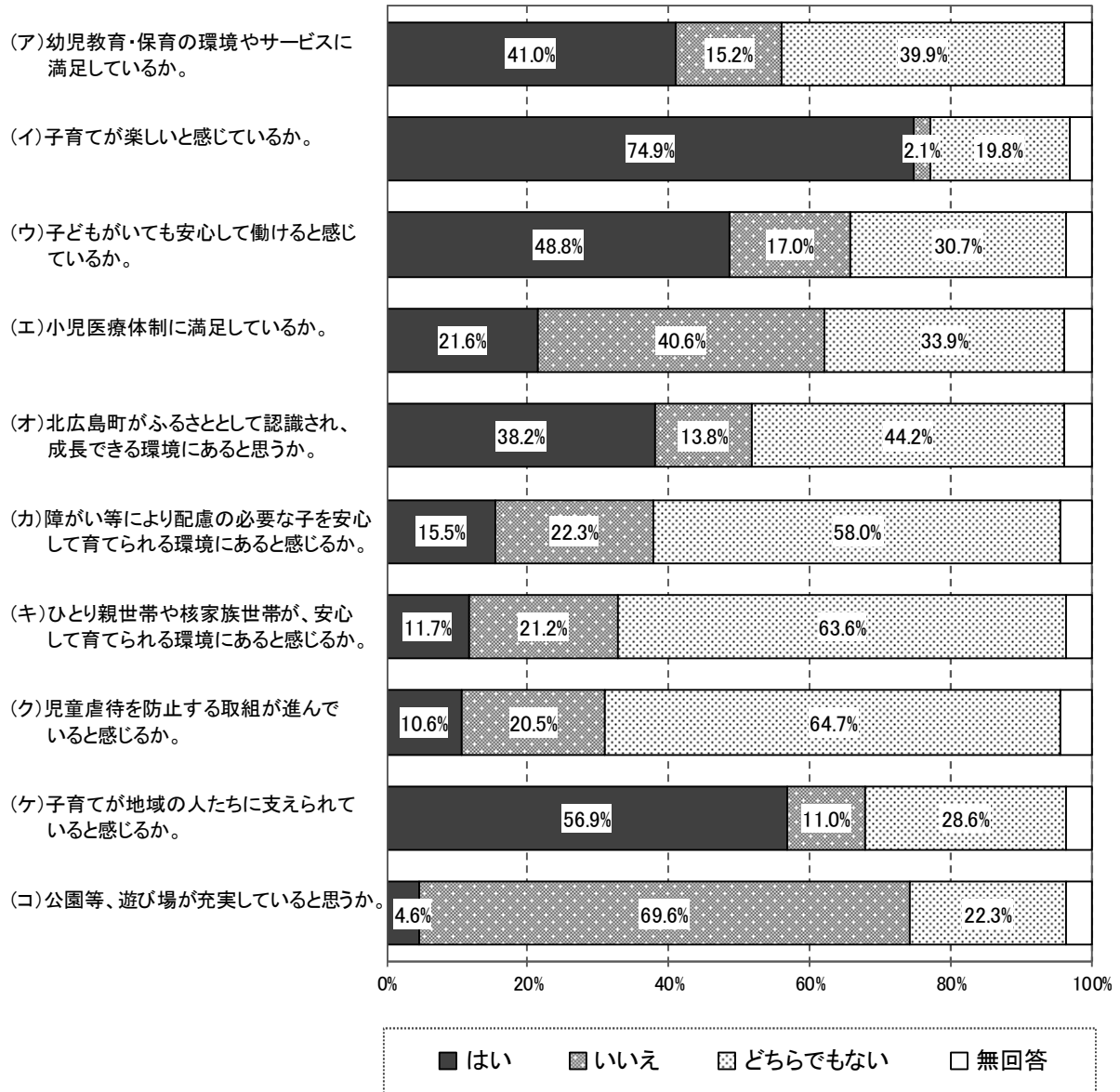
(n=237)



《北広島町の子育て支援や生活環境をどう感じているか》

小学生

(n=283)



◆ニーズ調査結果（平成30年度実施）から見られる傾向や課題◆

母親・父親の就労状況について

北広島町は子どもを持つ母親の就業率がかなり高く、勤務日数や勤務時間も多い傾向にあります。就労しやすい環境づくりのために、就学前児童に対しては、幼児教育・保育の施設整備や一時預かり等、小学生に対しては、放課後児童クラブ等により、共働き世帯への子育て支援を一層充実させる必要が見られます。

就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

北広島町内には保育所は10か所（公立5、私立5）、認定子ども園は3か所（私立3）（平成30年度末時点）あります。今後の利用意向において認定こども園の利用希望が高いことを踏まえつつ、多様なニーズに応えていく施設整備が求められています。

ネウボラ きたひろしま「てごてご」の認知度と利用の状況

ネウボラ きたひろしま「てごてご」を知っている方の割合は6割を超えているものの、実際の利用率は1割程度となっており、今後は利用度のアップのための広報活動の充実を図っていく必要があります。

小学校の放課後の過ごし方について

就学前児童がいる世帯の今後の意向や、小学生がいる世帯の現状を見ると、たいていの子どもは自宅で過ごすとしており、また、習い事や友人・知人と過ごす割合も高くなっています。その一方で、現状分析で見た母親・父親の就業率の高まり（P.10参照）やニーズ調査結果から見られる就労状況を勘案すると、子育て家庭が安心して働ける環境整備のためにも、放課後児童クラブの充実を図っていく必要があります。

北広島町に求められる子育て支援や生活環境の改善の視点

子育てが楽しく安心して働ける環境であり、地域の人たちから子育てを支えられていると感じている方が多い一方で、公園等の遊び場、小児医療体制に課題が見られます。

子どもと子育て家庭が北広島町で「生まれ育って良かった」・「子育てをして良かった」と思える環境整備を一層推進し、次代を築く子どもが北広島町に愛着を持って成長できるよう施策を展開する必要があります。

第5章 基本理念と施策体系

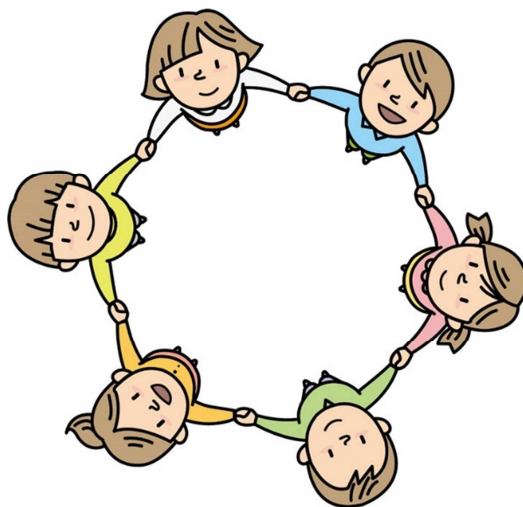
1. 計画の基本理念

“ホッと”できる環境で、子どもが“すくすく”育つまち

現行の子ども・子育て支援事業計画において、「“ホッと”できる環境で、子どもが“すくすく”育つまち」を基本理念に掲げ、子どもが夢を描いて健やかに自立した大人へと成長するとともに、親が子育てに喜びや感動を得られる地域や社会づくりに取り組んできました。

北広島町では高齢化や少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は変化しており、子育てに対する不安や負担が増加していることも事実です。また、北広島町では女性の就業率も高まっていることから、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

そのため、地域社会が子どもと子育て家庭を支えて「北広島っ子」を育てていくという考えのもと、子育てや子どもの成長を喜び合える北広島町を実現するという現行計画のコンセプトと、次世代育成支援としてこれまで進めてきた取り組みを引き継ぎます。そして、本計画を通して、子どもの最善の利益が優先される社会の実現と、だれもが安心して子どもを生み育て、子ども自身がたくましく健やかに育つ環境づくりをめざします。



2. 計画の基本目標

基本理念の実現のために現行計画の体系を見直し、新たに次の3項目を基本目標として掲げます。また、基本目標を達成するために第6章以降において基本目標に対する具体的な取り組みを設定します。

基本目標1 安心して子育てできる環境づくり

- 子育て家庭のニーズに応じた幼児教育・保育事業の整備を進めるとともに、子育て支援サービスの充実を図ります。
- 少子化、核家族化が進む中で、親となることへの不安、子どもの健やかな成長への不安、子育てと仕事の両立への不安等を抱える保護者への相談支援の充実を図ります。
- 子どもが健全に育つためには、親のライフスタイルの安定が欠かせないため、家庭の生活環境の改善を支援します。
- 子どもが安心して遊べる場所の確保、子どもの安全への様々な配慮、町の重要課題となっている少子化対策に取り組みます。



基本目標2 保健・医療・福祉・経済面での子育て支援

- 安心できる医療体制及び保健・福祉体制の構築をめざし、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行います。
- 子育て世帯へ経済的負担軽減のための施策を行います。
- 障がい・発達障がい支援やひとり親家庭への支援、経済的支援等により、子育てに対する不安や負担の軽減に努めます。



基本目標3 子どもの権利を守り、生きる力を育む環境づくり

- 子どもの人権を尊重し児童虐待を防止することは町や地域の責務であるため、関係機関等と連携して子どもの権利を守る様々な取り組みを進めます。
- 子どもが幸せになることは住民すべての願いであり、子どもが未来を切り開き、たくましく成長していくためには、様々な体験を通して生きる力を身につけることが必要です。地域や家庭、学校等における子どもへの教育が一層充実するように様々な取り組みを展開します。



3. 施策体系

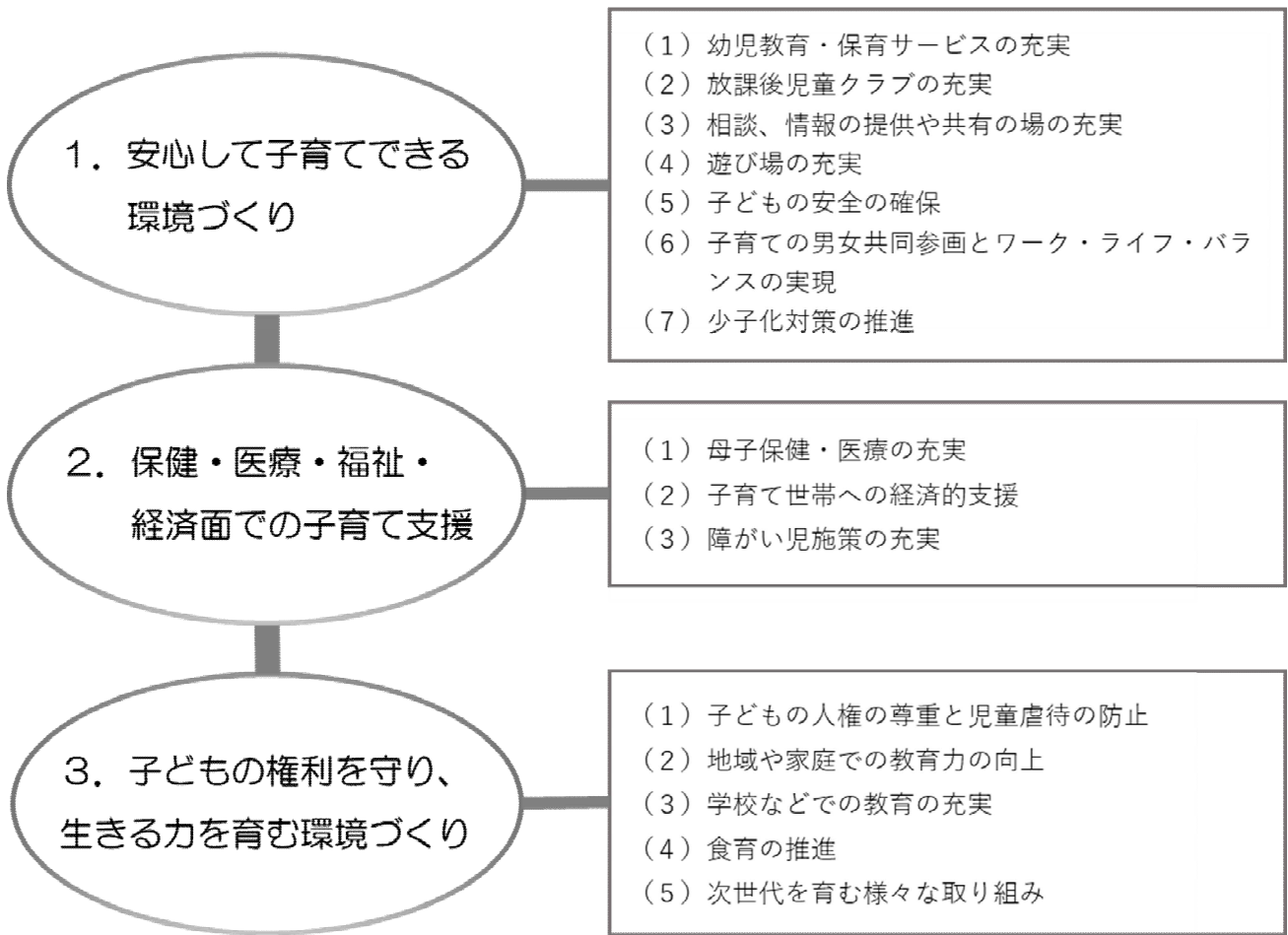
基本理念

“ホッと”できる環境で、
子どもが“すくすく”育つまち



《基本目標》

《具体的な施策》



第6章 施策の展開

基本目標 1. 安心して子育てできる環境づくり

(1) 幼児教育・保育サービスの充実

- 公立各保育所（園）では、建築後 30 年を超える施設が半数以上を占め、施設の老朽化・耐震安全性や施設機能にも課題があります。また、出生数の減少や保育士確保の観点から、子どもの安心と成長を保障する場として、保育所（園）の規模と配置の見直しが必要です。
- 病児・病後児保育を「病児・病後児保育室ユーカーリ」で実施しており、共働き世帯やひとり親世帯の就労機会の確保のためにも引き続きサービスの提供に努めます。
- ファミリー・サポート・センター事業を行っていますが、提供会員の確保が課題となっています。引き続き、住民への事業周知を図ります。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
「保育施設適正配置方針」を踏まえた施設の整備・充実	人口減少・少子高齢化が進行し、子どもや子育て世代を取り巻く環境は大きく変化し少子化が子育て支援ニーズに対応しながら、すべての子どもに質の高い就学前教育・保育を保障することや子育て支援事業の充実を図ります。平成 30 年度には 1 保育所、平成 31 年度からは 3 保育所が認定こども園に移行する等、保護者や地域住民の理解を得ながら、保育所（園）の適正配置を進めます。	福祉課
延長保育の充実	11 時間を超えて保育を行う延長保育事業について、認定こども園・保育所（園）で実施しています。	福祉課
一時保育事業の充実	一時保育事業については、子育て家庭の様々なニーズに合わせて利用できるような体制づくりに努めます。	福祉課
病児・病後児保育事業の充実	病時期や病後に、保護者が就労等により看護することができない子どもの保育について、「病児・病後児保育室ユーカーリ」で病児・病後児保育事業を実施	福祉課

	<p>しています。サービスの充実と利用の周知徹底、促進を図ります。</p>	
<p>障がい児保育事業の充実</p>	<p>保育を必要とする障がいのある子どもを認定こども園・保育所（園）で受け入れ、集団保育を行う障がい児保育事業を進めます。実施にあたっては、認定こども園・保育所（園）の人員加配を行う等の体制整備に努めます。また、障がいのある子どもの個別支援計画を立て、個々の障がいに沿った支援に努めます。</p> <p>保護者の思いに寄り添い、入所児童の障がい特性に併せた支援ができるよう認定こども園・保育所（園）と連携を行うとともに、療育センター等の専門機関と連携して切れ目のない支援を行います。</p>	<p>保健課 福祉課</p>
<p>保育士の資質の向上及び人員の確保</p>	<p>保育士の資質の向上と適切な人員配置に向け、保育士等の研修機会の確保と体制づくりに努めます。また、保育の質を高めるためには、「専門性」のみではなく、コミュニケーションやチームワークの理解も重要であるため研修強化を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>保育カリキュラムの充実</p>	<p>保育ニーズの多様化を踏まえ、保育指針に基づく保育の計画等、各認定こども園・保育所（園）の独自性を創出し、特色のある認定こども園・保育所（園）をめざします。</p>	<p>福祉課</p>
<p>ファミリー・サポート・センター事業の充実</p>	<p>乳幼児や小学生の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望される方との相互に助け合う活動の充実と利用の周知、促進を図ります。</p>	<p>福祉課</p>

(2) 放課後児童クラブの充実

- 国が示す「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、共働き世帯やひとり親家庭等のいわゆる「小1の壁」の打破と、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の質と量の確保・内容の充実に努めます。
- 現在、夏季のみ運営されている芸北地域の放課後児童クラブについて、常設化を含めた施設運営のあり方を検討していきます。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
ニーズに応じた放課後児童クラブの運営	利用希望者の利便性や希望を尊重し、適正な定員数の見直しをはじめ、入所児童の多様な学童保育ニーズに対応する放課後児童クラブの運営に努めます。	生涯学習課
学童保育サービスの充実	放課後児童クラブと放課後子ども教室等の連携を図り、利用希望者数等を考慮しながら、放課後や長期休暇等における児童の健全育成を図ります。	生涯学習課
常設施設への検討	芸北地域において夏季のみ開設している放課後児童クラブについて、地域の状況を踏まえ、常設への移行を検討します。	生涯学習課
適正な利用料金の維持	豊平地域の「みなみ児童クラブ」の利用料を見直すことや、公立施設の使用料を一律料金に改正して新たに減免措置を設けて運営を行う等、放課後児童クラブの利用料について、利用者の経済状態やクラブの運営状況等を考慮し、適正な料金の維持や見直しを行います。	生涯学習課
指導員の資質の向上及び人員の確保	指導員の資質の向上と適切な人員配置に向け、指導員等の研修機会の確保と体制づくりに努めます。	生涯学習課

(3) 相談、情報の提供や共有の場の充実

- 子育て世代包括支援センター『ネウボラ きたひろしま「てごてご」』を北広島町役場福祉課・保健課及び各地域子育て支援センターに開設し、子育て支援施策に係る総合相談窓口として庁内各課、認定こども園・保育所（園）、学校等の関係機関との情報共有を図り、子育て支援に係る施策を実施するよう努めます。
- 子育てに関する情報提供については、町広報誌、ふれあいニュース、ホームページ、きたひろネットの充実等、様々な媒体を利用した広報活動に取り組みます。
- 子育てに関する相談相手としては、家族や友人等の身近な人が中心となっています。子育てに悩み孤立することを防ぐため、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが必要です。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
総合的な窓口の充実 (ネウボラ きたひろしま「てごてご」)	平成30年4月1日に北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラ きたひろしま「てごてご」』を福祉課・保健課及び各地域子育て支援センターに開設しました。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援のために、子育て支援施策に係る総合相談窓口の機能を充実していきます。	保健課 福祉課
地域子育て支援センター活動の充実	地域子育て支援センターの利用を促進するため、地域参加型の行事の企画やセンター便りの配布、電話相談への積極的な対応等を強化します。保健師、助産師、保育士、栄養士、歯科衛生士が、地域子育て支援センターに出向くふれあい相談を定期的で開催し、保護者の子どもの成長や子育ての悩みに応じます。	保健課 福祉課
「ネウボラ てごナビ」による情報発信	子育て支援アプリ「ネウボラ てごナビ」の利用促進を図り、同時に育児情報や地域の施設・イベント等の子育てに関する様々な情報を積極的に発信していきます。	福祉課
子育てサークル活動への支援	地域子育て支援センターによる子育てサークルへの支援を推進します。	福祉課
広報誌、ホームページ等による情報提供の充実	地域の子育て情報について、町広報誌、ホームページをはじめ、様々な広報媒体を活用し、幅広く情報提供に努めます。	保健課 福祉課

	毎月1回、保健課から健康づくり情報や保健事業の紹介、子育てのアドバイス等を掲載した「ふれあいニュース」を発行します。	
地域との関わりへの支援	赤ちゃんが生まれた家庭に、地区の民生委員児童委員・主任児童委員が訪問し「絵本」を届ける「ブックスタート」事業を推進し、子育て世帯と地域との結びつきを支援します。	福祉課

(4) 遊び場の充実

- 地域づくりセンター、図書館、保健センター、地域子育て支援センター等との連携により各種事業を実施し、既存の施設の有効利用に努めます。
- 町内各施設の遊具の安全点検等を進め、必要に応じて改修を行っていきます。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
遊び場の確保・充実	親子が自由に安心して遊べる場所の確保・充実と施設の利用について、住民に情報提供を行います。また、既存の施設の遊具の点検・整備について引き続き実施するとともに、安心、安全な環境への改善に努めます。	福祉課
地域施設の有効活用	認定こども園・保育所（園）や学校、地域づくりセンター、図書館、保健センター、地域子育て支援センター等の既存施設と提携し、子どもが身近で遊べる場所の提供を行うとともに、多くの団体等と交流ができ、情報を得る場となるよう、地域施設の有効活用を推進します。	福祉課 生涯学習課

(5) 子どもの安全の確保

- 子どもや子育て家庭が日常的に利用する通学路や生活道路において、危険箇所を優先した防護柵の設置等、安全な道路環境の整備に努めます。また、児童生徒に対する交通安全教育の推進をはじめ、保護者やボランティアによる子どもの見守り体制の強化にもまちぐるみで取り組みます。
- 認定こども園、保育所（園）、学校、放課後児童クラブで防犯・防災教室を開催し、防犯・防災意識の向上につなげています。
- 子どもや子育て家庭が、外出しやすいまちづくりを進めるため、公共施設での授乳室の確保やベビーシートの設置など子育てしやすい環境整備に努めます。
- 健康増進法の一部を改正する法律が成立し2020年4月1日から全面施行されるに伴い、公共施設等における妊産婦及び子どもへの受動喫煙防止対策を推進します。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
通学路や生活道路の安全確保	子どもや子育て家庭が日常利用する通学路や生活道路等において、危険箇所を優先した防護柵等の設置を進めます。また、路肩の草刈りや清掃、冬季の除雪等の道路管理については、計画的な業務委託やアダプト活動団体等の協力を受けながら、適正な維持管理の円滑化・効率化に努めます。	建設課
防犯・防災対策の充実	犯罪に対しては、地域の結束力を示すことが効果的であり、地域の協力のもと「子ども110番の家」への取り組みを引き続き推進し、犯罪の未然防止と万が一の場合の子どもの安全確保を図ります。また、認定こども園・保育所(園)、学校、放課後児童クラブ等、子どもが集団で生活する場において犯罪の被害にあうことがないように、各施設と警察や地域が密接に連携した防犯体制を整備します。 さらに、認定こども園・保育所(園)、学校、放課後児童クラブにおいて、防犯・防災教室を実施する等、子どもの防犯・防災意識の向上に努めるとともに、各教室の実施回数の増加や参加者の増員を推進します。 災害に対しては、地域における自主防災組織の取り組みを一層強化し、子どもをはじめとした災害弱者への配慮も十分なされた地域防災体制の確立を進め	総務課

	<p>ます。併せて、災害時及び被災後の健康被害の予防に努めます。</p> <p>認定こども園・保育所(園)、学校等では、避難訓練を強化するとともに、防災設備の点検・充実に努めます。</p>	
子育てしやすいまちづくりの推進	<p>外出しやすいまちづくりを進めるため、公共施設での授乳室の確保やベビーシートの設置等、子育てしやすい環境整備に努めます。</p>	福祉課
家庭内での事故の予防啓発	<p>子どもは、誤飲、溺水、やけどといった事故を起こしやすいことから、認定こども園・保育所(園)、地域子育て支援センターと連携しながら事故予防についての情報を提供し、保護者に対して子どもに起きやすい事故の予防知識や応急処置・心肺蘇生法の普及・啓発を図ります。また、育児相談や乳幼児健診等の機会を捉え、個々の発達に応じて情報を提供します。</p>	保健課
安全教育の推進	<p>認定こども園・保育所(園)、小学校において、子どもの成長に応じ、「子ども110番の家」の意味や位置を知らせたり、交通安全教室、避難訓練、応急処置・心肺蘇生法、犯罪に巻き込まれないための教育等の安全教育を充実したりする等、自分の身を守る能力を養っていきます。</p>	学校教育課
受動喫煙防止の徹底	<p>関係機関と連携し、公共的な施設等での禁煙対策を徹底します。併せて、妊産婦や子どもの利用が想定される屋外区域での禁煙を推進していきます。</p>	保健課

(6) 子育ての男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの実現

- 北広島町男女共同参画プランの理念に沿った施策を推進します。
- 父親の母子保健事業等への参加を勧め、父親・母親が共に子育てを行う土壌づくりに努めます。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、長時間労働の是正等を含めて、関係機関や企業等にも働きかける等、子育て家庭が子どもと共に過ごせる時間の確保に努めます。
- 母親の就労意欲が高くなっているため、女性の就職に向け、担当課と連携し、相談・支援を実施しています。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
北広島町男女共同参画プランの推進	北広島町男女共同参画プランに基づき、一人ひとりの豊かで幸せな人生を実現するために、「男女共同参画を実現するための人づくり(つながりづくり)」、「働きやすく生活しやすい町づくり(魅力づくり)」、「安心して暮らせる町づくり(やさしさづくり)」の3つの目標を設け、具体的な施策を展開します。	町民課
父親等の子育てへの参加促進	妊婦教室等をはじめとして、子育て全般への父親の参加促進を図るため、子育てに関する情報や子育て意識の周知を推進するとともに、父親の参加しやすい教室等の開催について検討します。	町民課 保健課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	国・県等の関係機関と連携のもと、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方を広め、事業所や就労者、関係団体等への普及啓発に努めるとともに、子育て支援のための社会基盤づくりを積極的に推進します。	福祉課
多様な働き方の実現及び働き方の見直し等	国・県等の関係機関と連携のもと、男女を問わず、多様な働き方に対応した取り組みを進め、子育て等を行いながら仕事を続けられるよう、労働時間の短縮・柔軟化等を促進します。	福祉課
働く女性の応援	ハローワーク等と連携しながら、就労意欲のある女性を支援します。また、再雇用制度の普及・啓発に努めます。	福祉課
企業に対する関係法制度の普及啓発	育児休業等関係法制度等の関係する法制度の遵守を企業に対して働きかけていきます。	福祉課

	また、子育てサポートの認定マーク「くるみん」の取得に向けた企業や法人等の取り組みを積極的に支援します。	
--	---	--

(7) 少子化対策の推進

- 全国的な少子高齢化を背景に北広島町も同様の傾向がみられ、出生数も減少傾向にあることから課題として認識し、対策を講じていきます。
- 若者・子育て世代が「住んでみたい」「住み続けたい」と思うような魅力的なまちづくりと若者世代の定住促進を図るため、より効率的・効果的な施策展開を行っていきます。
- 未婚率の増加や晩婚化が少子化の一因となっているため、若い世代へ向けて結婚に対するポジティブな意識醸成を図る取り組みや、婚活パーティー等の出会いの場の支援を行います。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
北広島町求人情報センターの設置	町民及び本町への定住希望者に対して町内事業所の求人情報を提供し斡旋業務を行います。	企画課
北広島町暮らしアドバイザーの設置	ワンストップ定住相談窓口を設置し、アドバイザーが定住希望者の相談対応を行います。	企画課
北広島町空き家情報バンクの運営	町内にある空き家所有者が登録した空き家情報を、ホームページで公開し、空き家利用希望者に空き家紹介を行います。	企画課
北広島町新規定住化促進対策事業（住宅建築補助金）	町民及び本町への定住希望者が、定住を目的に行う住宅の新築・購入・増改築に対して費用の一部を地域通貨で補助します。	企画課
「只今倶楽部」の設立	町外に転出している者を対象に、会への登録を促進し、Uターンにつながる制度、就職情報、町の様子等の情報発信を行います。	企画課
定住促進対策専用ホームページ・啓発用冊子の作成	定住促進対策の促進のための情報発信を行います。	企画課
空き家情報バンク登録物件家財処分費補助金	町内の空き家を、空き家情報バンクに登録することを目的に家財の処分をする場合、費用の一部を補助します。	企画課

空き家情報バンク登録物件増改築補助金	町内にある空き家を、空き家情報バンクに登録することを目的に家屋の増改築（リフォーム）を行う場合、費用の一部を補助します。	企画課
乳幼児子育て家庭ごみ袋無料配布事業	オムツ等のゴミが多く出る乳幼児の子育てを行う世帯に対して、乳幼児健診時にゴミ袋の無料配布を行い、子育てに係る経済的な負担軽減を図ります。	保健課 福祉課
北広島町Uターン奨励金	16歳以上39歳以下の者が、5年以上町外に転出し生活した後、再び本町の住民基本台帳に登録して生活の基盤を本町に置く場合に、奨励金を地域通貨で交付します。	企画課
北広島町Uターン者住宅整備促進補助金	50歳以下の者が、5年以上町外に転出し生活した後、再び本町の住民基本台帳に登録して生活の基盤を本町に置き、さらに町有住宅に入居し、3年以内に住宅を建築・購入・増改築を行う場合に、家賃の3年分を上限に地域通貨で補助します。	企画課
出会いサポート	各種団体が主催する出会いの場を提供する「婚活イベント」の経費の一部を支援します。また、県の機関である「ひろしま出会いサポートセンター」等と連携し、結婚支援に資する情報提供を行います。	福祉課
新規就農者の確保育成	明日の本町農業を担う若き農業者を町内外から広く募集し、選考の上、農業技術の研修を行い、研修終了後は専業農家として経営を開始します。	農林課
北広島町ビジネス創造支援	町内で事業を行っている、または新たに事業を起こそうとする中小企業・小規模事業者に対して支援することにより、地域産業の振興と地域社会の発展を図ります。	企画課 商工観光課

基本目標 2. 保健・医療・福祉・経済面での子育て支援

(1) 母子保健・医療の充実

- 乳幼児健診・育児相談・家庭訪問等、ニーズや課題に応じた母子保健事業を充実し、子育てへの不安の解消や子どもの健やかな成長のために切れ目のない支援体制を構築していきます。
- 学校・認定こども園・保育所（園）での出前講座を開催する等、健康づくりを進めていきます。
- 学校・認定こども園・保育所（園）、地域子育て支援センター・医療機関等と情報を共有し、連携を強化していきます。
- 不妊・不育治療を受ける者が増加しているため、専門的な相談支援体制の構築や助成内容を充実する等の負担軽減を図ります。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
母子保健の充実	子どもが健やかに育つために必要な生活習慣の確立と育児不安の軽減のために、乳幼児健診、育児相談、家庭訪問等の母子保健事業の充実を図ります。生後3か月以内に家庭訪問等を行い、安心な子育て支援につなげます。また、妊娠届出時から、児童虐待防止の視点を含めた、継続した支援体制を強化するために、認定こども園・保育所(園)、地域子育て支援センター、学校、医療機関等と情報を共有し、特定妊婦等を支援します。	保健課 福祉課
感染症予防	子どもを感染症から守り、病気の蔓延及び重症化を防ぐため、発生状況等の情報提供を行います。近年、乳幼児を対象とした定期予防接種の種類や接種回数が増加しており、適切な時期に確実に接種できるよう普及啓発に努めます。	保健課
子どもと家庭を支える地域社会づくり	家族・地域の子育て意識を育て、家庭の育児力を高めます。また、子どもの生きる力を育てる「食育」「遊び」「体験」を、認定こども園・保育所（園）、地域子育て支援センターと連携を図りながら地域ぐるみで進めます。	保健課 福祉課

<p>地域で安心・安全に妊娠・出産・子育てができる環境の整備</p>	<p>安心・安全な妊娠・出産のための妊産婦期の健康管理や妊婦健康診査の適正な受診を勧めます。また、マタニティマークの普及に努め、授乳室の設置等妊産婦にやさしい環境づくりを行います。産科医療機関と連携し、妊娠期・出産期からの早期支援を行います。</p> <p>子どもの健康管理については、乳幼児期から学齢期までの健康診査等の情報システムを活用し、継続した支援を行います。また、子どもの健康をより適切に保つとともに、保護者の育児不安の解消に大きな役割を果たす、かかりつけ医師・かかりつけ歯科医師を持つよう引き続き啓発に努めます。</p>	<p>保健課 福祉課</p>
<p>歯と口の健康づくりの推進</p>	<p>妊娠期からの歯と口の健康づくりのために妊婦等歯科健診の受診勧奨に努めます。また、乳幼児期のう蝕予防や歯の健康づくりには、保護者による仕上げ磨きの必要性や適切な間食回数等の望ましい食生活習慣、フッ化物の利用等が必要なことを普及啓発します。妊婦教室や育児相談、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて、歯と口の健康の重要性を啓発します。また、乳幼児・学齢期の子どもや保護者を対象に歯科医院、認定こども園・保育所(園)、学校と連携し出前講座(出前健康教育)を実施し、丈夫な歯づくりとう蝕予防・歯周病の予防を進めます。</p>	<p>保健課</p>
<p>相談体制の充実</p>	<p>妊娠届出時のアンケートや産後うつのアンケートを実施し、妊娠期から早期支援を開始するとともに、産後うつ等メンタル面でのサポート体制の充実を図ります。また、しつけや育児等に母親がひとりで悩まないよう、仲間づくりと相談ができる場の情報提供を進めます。加えて、障がいや発達状況等が気になる子どもに対して、認定こども園・保育所(園)、地域子育て支援センター、学校、専門機関と連携したネットワークの構築を図ります。</p>	<p>保健課 福祉課</p>
<p>不妊・不育治療等への支援体制の充実</p>	<p>子どもを持ちたいと希望する夫婦を支援するため、治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。不妊や不育に関する専門的相談については、広島県不妊専門相談センターを紹介するとともに相談にあたります。</p>	<p>保健課</p>
<p>思春期保健対策の充実</p>	<p>子どもが命を大切にすることができ、また自分がかげがえのない存在であることを実感し、認めること</p>	<p>保健課 福祉課</p>

	<p>ができるように中学校で命の授業を行います。併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。</p> <p>また、喫煙、飲酒や薬物等に関する正しい知識を伝え、健康意識の向上に努めます。</p>	
地域に根づいた保健活動の推進	母子保健推進員、民生委員児童委員等が連携し、地域に密着した保健活動を一層充実させます。そのため、母子保健に関する研修会を積極的に開催し、資質の向上を図ります。	保健課
妊婦健診助成事業	妊娠中に定期的な医療機関への受診を進めるため検査券を交付します。	保健課
妊娠出産時交通費助成事業	妊娠 36 週以降の妊婦健診や出産時の交通費の一部を助成することで、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。	保健課
産婦健診	産婦の体と心の健康状態を確認するため産婦健診を実施し、産婦の心身ケアを図ります。	保健課
産後ケア事業	出産後の心身が不安定期間に医療機関に宿泊し、心身のケアや子育てに関するアドバイスを受け、安心して子育てができるようにサポートします。	保健課
産前・産後ヘルパー事業	ヘルパーが妊産婦の家庭を訪問し、妊娠・出産や子育てに関する相談に応じながら生活をサポートします。	保健課
育児支援家庭訪問事業	育児ストレスや産後うつ等によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児や家事の援助、保健師等の訪問による指導助言により、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	福祉課
思いやり駐車場	妊娠等によって、車の乗降が困難な方を対象に思いやり駐車場の利用を促し、日常生活での移動支援を図ります。	福祉課

(2) 子育て家庭への経済的支援

- 子ども医療費助成制度について、高校卒業までの期間に延長する等、子どもの健全な発育と子育て家庭の負担軽減に努めます。
- ひとり親医療費助成については、県制度の対象者を町独自で拡大し、所得制限の緩和を行っています。
- 子育て世帯の不安や悩みでは、子育てにかかる費用への負担感が多くなっていることから、その他の経済的支援についても引き続き行っていきます。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
乳幼児医療費助成制度	就学前乳幼児の入院・外来医療費の一部を助成します。(所得制限なし)	町民課
子ども医療費助成制度	小1から満18歳到達後の最初の3月末までの入院・外来医療費の一部を助成します。(所得制限なし)	町民課
認定こども園・保育所(園)の利用者負担軽減制度	認定こども園・保育所(園)の利用者負担額の設定については、階層区分を細分化し、所得に応じた利用者負担額を設定し、負担の軽減を図ります。所得税非課税世帯において、利用者負担額の無料化を引き続き行います。また、母子父子世帯の障がい者のいる世帯については、利用者負担額の一部の減額を引き続き行います。さらに、第3子以降の利用者負担額の無料化を引き続き行います。	福祉課
チャイルドシート着用支援事業	町内に住所を有する家庭を対象に、チャイルドシートの貸し出し助成を実施します。 また、子どもを有しない世帯であっても、一時的に子どもや孫等を自家用車に乗せる機会がある家族についても助成の対象とします。	福祉課
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等に医療費の助成を行います。広島県の基準より緩やかな町独自の支給基準を設定し、ひとり親家庭等の方が受けた医療費の自己負担分を助成します。	町民課
母子・父子家庭支援サービスの充実	母子父子自立支援員、家庭相談員等により、母子・父子家庭への自立に向け、個々の実情にあった相談支援の対応に努めます。	福祉課

	また、母子家庭・父子家庭の母親、父親の就労希望者に対しては、母子・父子自立支援プログラムを策定し、就労支援を行います。	
安心・安全に妊娠・出産できる体制の充実	妊娠・産後の健康管理のために、妊婦健康診査の検査券を交付し、適切な受診を勧めます。	保健課
児童手当	中学校卒業までの児童を養育している方に、児童手当を支給することで、経済的な支援を行います。	福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭の父・母または養育者に対して、18歳到達年度末まで児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行います。	福祉課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子・父子家庭の生活の安定を図るため、職業資格の取得に必要な費用の一部を助成し、自立の促進を図ります。	福祉課

(3) 障がい児施策の充実

- ことばの相談会や1歳6か月児・3歳児健診後の発達相談会等を開催し、早期相談に努めているほか、障がい者専門相談員を設置し、相談体制の整備を行い、相談者のニーズに応え、不安解消に努めます。
- 障がいの早期発見・早期療育支援を行うとともに、スタッフの質の向上や支援体制の強化を図ります。また、障がいのある子どもが多様な体験・交流の場を持てるよう、障がい福祉サービス提供事業所の開設等を支援します。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民が障がいについて正しい理解を持つことが必要であるため、障がいに対する正しい理解の促進と啓発を図ります。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
障がいの早期発見・早期療育・フォロー	母子保健や認定こども園・保育所(園)、学校、医療機関、専門機関、行政が切れ目なく支援ができる療育ネットワークの構築を推進します。また、発達障がい等についての正しい知識と対応を学ぶ機会を提供し、子どもや保護者にかかわる保健師や看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士、教師等関係者のスキルアップを図ります。 子どもの発達に何らかの配慮が必要な場合、保護者支援等、個々の発達状況に応じた相談・支援体制の構築を強化します。	保健課 福祉課
障がい児サービスの強化	認定こども園・保育所(園)を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問等により認定こども園・保育所(園)等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、認定こども園・保育所(園)等の安定した利用を促進します。また、学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のため訓練等のサービスを継続的に提供し、学校教育と相まって障がい児の自立を促進します。また、保護者や家族の負担軽減につなげるため、サービスの利用促進を図ります。	福祉課
総合的な相談窓口の整備	現在、障がい者専門相談員を設置し、相談体制の整備を行っていますが、保護者の育児不安の軽減のた	福祉課

	<p>めの相談支援の充実を図ります。</p> <p>行政関係機関、認定こども園・保育所(園)、学校、社会福祉協議会、保健所、病院等による相談支援体制の連携を図り、一人ひとりのニーズに応じた相談支援が受けられるよう、体制の整備を図ります。</p>	
<p>保育・学校施設におけるバリアフリーの推進</p>	<p>子どもの特性に応じた学習環境を整えるため、保育施設・学校施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>また、子ども同士のふれあいや共に学び合うことを通じて、ノーマライゼーションの浸透を図ります。</p>	<p>福祉課 学校教育課</p>
<p>障がい児への適切な就学支援・就労支援</p>	<p>特別支援学校と町内の学校との連携を強化し、特別支援教育支援員の配置等の教育環境の充実に努めます。</p> <p>発達障がい等への教職員、保護者の理解の促進を図り、共に学び、共に遊ぶ学校づくりを進めます。</p> <p>ハローワークや障がい福祉サービス事業者、広島障害者就業・生活支援センターと連携し、障がいの状況に合わせた就労支援を行うほか、就労の定着に向けた取り組みを行います。</p>	<p>福祉課 学校教育課</p>
<p>団体等の育成・強化</p>	<p>団体活動の周知、理解促進及び組織強化を図るとともに、活動支援を引き続き行います。</p> <p>また、各団体の相互の連携強化を図るとともに、さまざまな交流や情報交換により、保護者の不安解消が図られるよう、必要な情報の提供等に努めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>安心して生活できる地域づくりの推進</p>	<p>障がいのある子どもが、地域で安心して暮らせるよう障がいについて正しく理解し、子どもと家族を支える地域づくりを推進します。障がいの特性に応じた関わり大切さや声かけについて、「広報きたひろしま」等を利用し周知していきます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>各種手当等の支給</p>	<p>障がいのある児童を扶養している方に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害者介護手当、通園費・通院費を支給し経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>日常生活への支援</p>	<p>障がいのある児童に対し、日常生活用具・補装具・自立支援医療費（育成医療）の給付を行い、障がい児の生活支援を推進します。</p>	<p>福祉課</p>

基本目標 3. 子どもの権利を守り、生きる力を育む環境づくり

(1) 子どもの人権の尊重と児童虐待の防止

- 子どもの最善の利益や権利擁護等の理念を広く周知し、子どもの権利と人権について、広く町民の意識の向上を図ります。
- 全国的に児童虐待の増加が社会問題となっていますが、関係機関や教育・保育関係者、要保護児童対策地域協議会及びDV防止対策協議会とも連携して子どもや家庭の様子等を見守り、児童虐待の防止や早期発見・支援等につなげます。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
子どもの人権教育・啓発の推進	「きたひろネット」や「広報きたひろしま」等を通じ、児童虐待の防止、子どもの人権についての広報啓発を行います。また、「児童の権利に関する条約」の理念について、意識啓発を推進します。	福祉課
児童虐待対策のための関係機関の連携強化	児童にかかわる町内関係機関が連携する「要保護児童対策地域協議会及びDV防止対策協議会」の組織の強化を進め、児童や家庭に対し適切な助言や指導等が行える体制の強化に努めます。 また、専門機関である県こども家庭センターとも連携し、相談、援助体制の一層の充実を図ります。	福祉課
児童虐待の未然防止と早期発見・早期解決に向けた取り組み	児童虐待についての正しい理解や未然防止の必要性について町民に広く啓発します。 また、「要保護児童対策地域協議会及びDV防止対策協議会」を活用した早期発見・早期対応から再発防止に至るまでの一貫した取り組みを推進し、関係機関、関係者等への意識啓発や情報伝達に努め、対応スキルや相談支援体制の向上を図ります。	福祉課

(2) 地域や家庭での教育力の向上

- 母子保健事業や家庭教育支援事業等により、家庭や地域における子育て支援と子育て力の強化に取り組めます。
- 認定こども園・保育所（園）・学校・地域づくりセンター等において、各種さまざまな地域との交流会等を開催し、世代間の交流を進めるとともに、地域の教育資源を結ぶ人材の育成を図り、地域グループの活動の場を提供していきます。
- 小学校では“学校へ行こう”週間の取り組みとして世代交流会を実施しているほか、多くの学校で祖父母学級を実施しています。地域の老人クラブや祖父母の指導のもと、ものづくりや収穫祭等を通して交流する機会を通じて、豊かな人間性の育成を図っています。
- 学校、地域の保存活用団体と協力して町域の自然・文化遺産の現地学習を行っています。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
学習機会や情報の提供	毎月1回発行する「ふれあいニュース」で、子育てに関する情報を発信します。	保健課
家庭教育相談の充実	家庭教育支援事業として、乳幼児や児童生徒の保護者を対象とした、家庭教育相談員について細やかな対応ができるよう、相談事業の充実を図ります。	生涯学習課
家庭教育学級の充実	スマイル教室や離乳食教室等を実施し、子どもへのかかわり方や食の大切さ等を伝えます。また、各学校で開催する講座については、PTAをはじめ、地域住民への参加を呼びかける等、学校と保護者・地域の連携を強化し、地域課題の解決に向けた取り組みにつながるよう内容の充実を図ります。	生涯学習課
家庭の教育力の育成	家庭での教育力の向上を図るため、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」を活用した講座等を開催し、乳幼児や児童生徒の保護者が家庭の中で協力して家庭教育に取り組めるよう支援します。また、保護者等が協力して家庭教育に取り組めるよう各種講座を実施し、親同士の出会いやネットワークづくりを支援します。	生涯学習課
地域交流の促進	地域づくりセンター等の事業において、地域のボランティアの協力を得ながら、子育て世代間の交流の場として、交流促進の取り組みを一層充実します。	生涯学習課

<p>世代間交流の促進</p>	<p>子どもの豊かな社会性を育むため、認定こども園・保育所(園)、学校その他の機関において、縦割り保育の実施、老人クラブとの季節ごとの行事、施設訪問等に取り組みます。また、交流を行い、多世代とふれあうことにより、子どもたちの社会性・人間性の育成を図ります。</p> <p>さらに、学校に地域の大人が参加する“学校へ行こう”週間や祖父母学級等に積極的に取り組み、地域や学校、保護者の行事としての位置づけが継続されるよう、実施のあり方等を検討します。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>歴史、自然資源の有効活用</p>	<p>豊かな心や地域を愛する気持ちを育むため、本町の歴史や自然資源を生かし、学校、地域の保存活用団体と協力して町域の自然・文化遺産の現地学習の機会を充実します。また、地域と連携した取り組みにおいては、小中学校ごとに取り組みの差があることから、活動の促進・啓発を計画的に行います。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>拠点施設の整備</p>	<p>ふれあいセンター、図書館、文化ホール、地域づくりセンター、屋外プール、屋内運動場等、地域における教育の拠点となる文化施設、スポーツ施設の整備、改修、またシステム化による有効利用を進めます。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>地域活動コーディネーターの活用</p>	<p>地域活動を活発化するため、地域活動をつくり出すコーディネート能力を持つ町内外の人材を積極的に活用するとともに、コーディネーターの育成や全地域に地域グループを発足させ、活動の場を提供することを検討します。</p>	<p>生涯学習課</p>

(3) 学校等での教育の充実

- 認定こども園・保育所（園）、小学校が連携することにより、小学校入学時の教育環境の変化やギャップをなくすように努めています。
- 小中一貫・連携教育を推進し、中学校区ごとに小中学校9年間の継続性を重視した教育を行っています。
- 教育内容の充実に加えて、老朽化した施設の改修や整備等を進め、子どもに適した教育環境を提供します。
- 各小中学校においては、総合的な学習の時間等で、主として校区内の人や自然、文化財等の学習を行い、郷土への理解を進めています。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
就学前教育の推進	家庭や小学校、認定こども園・保育所（園）の連携のもと、小学校入学時の環境変化に対応し、戸惑いなく小学校生活が送れるように、幼児期の成長発達段階に応じた適切な就学前教育に努めます。定期的に行政・認定こども園・保育所（園）・小学校が連携し、切れ目のない支援に取り組みます。	保健課 福祉課 学校教育課
教育体制・カリキュラムの充実	義務教育においては、基礎・基本の学力の一層の定着、個性を伸ばす教育や体力向上、ふるさとに誇りを持ち続ける特色ある教育を推進します。 小中一貫・連携教育推進事業を実施し、小学校・中学校9年間を区切ることなく、義務教育の連続性、継続性を重視した、学校運営・学校教育を推進します。また地元高等学校との連携を進めています。	学校教育課
相談体制の充実	中学校に配置しているスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒や保護者、教職員への指導・助言・カウンセリングの充実を図ります。	学校教育課
教育環境の向上	「きたひろしま・夢・まなびプラン」に基づき、教育の質を高めることを基本とし、学校環境の計画的整備や安心・安全な学校施設の整備を推進します。	学校教育課
学校・家庭・地域の連携	地域から信頼される学校づくりを学校教育目標のひとつに掲げ、家庭・地域における教育力を強化します。学校情報の地域への発信・学校行事の住民参加	学校教育課

	を積極的に促し、学校教育への理解をより一層深めます。	
ふるさと教育の充実	町内全小学校3年生以上の総合的な学習の時間において統一的な学習内容を創造し、ふるさと北広島町の「人、もの、こと」を学ぶことを通して「ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとに住みたい・将来ふるさとに帰りたいと思う子ども」を育成します。また、全小学校の児童が同学年の児童と交流する機会等も設定し、同じ北広島町に住んでいる児童の相互理解も進める予定です。	生涯学習課

(4) 食育の推進

- 食習慣は家庭による影響が大きいいため、認定こども園・保育所（園）・学校等と連携し、親や家庭への啓発に努めます。
- 小中学校において食育推進計画に基づき、食に関する指導を充実します。
- 認定こども園・保育所（園）、学校において、栄養士、歯科衛生士による出前教室等、食育への取り組みを充実します。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
家庭における食育の推進	保護者と子どもの食に対する関心と理解を深め、望ましい食習慣を確立するため、啓発を推進します。また、乳幼児健診、育児相談等の機会を捉えた栄養指導・離乳食指導等の充実に努めます。今後も保護者への啓発を行い、「朝食摂取率 100%」から、「朝食の内容」のレベルアップが図られるよう、啓発・指導を推進します。併せて、家族と一緒に食事をする「共食」の回数の増加をめざします。	保健課
認定こども園・保育所(園) 学校等における食育の推進	認定こども園・保育所（園）、小学校で出前教室を実施する等、食育に関する指導体制を整備し、食を通じたさまざまな体験活動を充実させ、子どもの豊かな心を育みます。また、望ましい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を営めるよう、保護者に対し食に関する情報提供にも努めます。また、認定こども園・保育所(園)、学校において、年間の食育推進計画を作成し、食育に関する指導の充実に努めます。	保健課 学校教育課 生涯学習課
地域における食育の推進	生活習慣病の予防、健康増進のための食育が推進されるよう、毎月 19 日の「食育の日」や 10 月 19 日の「ひろしま食育の日」「ひろしま食育週間」の啓発を積極的に行います。また、地域資源を生かした体験活動や地域の食文化についての学習の機会を充実します。	保健課

(5) 次世代を育む様々な取り組み

- 中学3年生を対象に、助産師と子育て家庭と共に「命の授業」を行い、命の大切さや子育ての喜び等を教えています。
- 中学校のキャリア教育において、認定こども園・保育所（園）での保育実習体験で乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さと親への感謝の気持ちを醸成しています。
- 北広島町青少年育成推進協議会を中心とした健全育成事業を行い、正しい社会性を身につけるよう導く事業を展開しています。
- 安定就労へ向け、就職先紹介を行う北広島暮らしアドバイザーを配置し、就労の相談支援を行っています。

主な取り組み

施策	施策の内容	担当部署
命の授業	中学3年生を対象に「命の大切さ、家庭の大切さ、子育ての喜び」等を学ぶことを目的に「命の授業」を行います。	福祉課
中学生・高校生等と乳幼児のふれあい促進	学校と認定こども園・保育所（園）等との連携のもと、中学校のキャリア教育における認定こども園・保育所（園）訪問等、中学生、高校生と乳幼児とのふれあいを進める中で、命の大切さや親への感謝の気持ちを醸成します。	学校教育課
青少年健全育成の強化	北広島町青少年育成推進協議会を中心とした健全育成事業を推進します。 青少年を対象とした相談窓口の周知を図り、心のケアに努めます。また、学校・警察等と連携しながら、非行防止活動を強化します。加えて、影響が心配される性、暴力等の有害情報について、関係業界に対し、自主的措置を働きかける等、対応を進めます。	生涯学習課
不安定就労若年者への支援・啓発	県と連携しながら、安定就労に向けて若者に対する啓発活動に努めます。また、北広島暮らしアドバイザーを活用し、ハローワーク等関係機関と連携しながら、若者の安定就労への支援を進めます。 さらに、非正規雇用就労者に対する社会保障等の支援について、国・県と連携しながら進めるほか、事業主への制度や助成等の啓発を行います。	企画課

第7章 事業量の見込みと確保方策

●量の見込みと確保方策を設定する趣旨

子ども・子育て支援法において、各年度における教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容について、計画に記載する必要があると定められています。

量の見込みについては、ニーズ調査で得られた各種データを利用し、国が示す「量の見込みの算出用のための手引き」に沿って算出しましたが、一部の量の見込みはこれまでの実績や今後の人口推計を勘案して見込みの調整を行いました。その結果をもとに確保方策を検討・調整して、各事業の量の見込みと確保方策を設定しました。

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

北広島町においては、町の地理的条件や人口、その他社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案した結果、町全体で1区域と定めて確保方策を進めます。

2. 就学前児童の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

(1) 1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

現在、北広島町には認定子ども園が6か所あります。認定子ども園の幼稚園機能を利用し、今後適切なサービスの提供に努めます。

(単位：人)

1号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）	51	51	50	51	49
確保方策	65	65	65	65	65
（参考）第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	1	10	53

※実績値は各年度末時点、令和元年のみ7月1日時点の数値です。

(2) 2号認定（3～5歳／保育所・認定こども園を利用）

現在、北広島町には保育所が7か所、認定子ども園が6か所あります。保育の必要性の高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(単位：人)

2号認定（3～5歳）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）	286	285	278	285	274
確保方策	330	330	330	330	330
（参考）第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	386	392	365	342	298

※実績値は各年度末時点、令和元年のみ7月1日時点の数値です。

(3) 3号認定（0～2歳／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）

2号認定同様、保育の必要性の高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(単位：人)

3号認定（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）		20	20	21	20	20
確保方策	保育所 認定子ども園	44	44	44	44	44
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	16	13	17	17	20	

※実績値は各年度末時点、令和元年のみ7月1日時点の数値です。

(単位：人)

3号認定（1～2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員（推計値）		133	129	128	126	123
確保方策	保育所 認定子ども園	135	135	135	135	135
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
（参考）第1期計画の中 の実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		142	165	164	147	142

※実績値は各年度末時点、令和元年のみ7月1日時点の数値です。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の13事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	①時間外保育事業（延長保育事業）
	②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	③子育て短期支援事業
	④地域子育て支援拠点事業
	⑤一時預かり事業
	⑥病児・病後児保育事業
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
	⑧利用者支援事業
	⑨妊婦健康診査
	⑩乳児家庭全戸訪問事業
	⑪養育支援訪問事業
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	120	118	115	115	111
確保方策	130	130	130	130	130
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	133	134	133	140	132

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校に通う児童のうち、昼間に保護者が仕事等で家にいない子どもたちを預かり、健全な育成を行う子育て支援であり、町内の設置数は9か所となっています。今後も子育て家庭のニーズに応えられるように事業の質と量の確保に努めます。

(単位：人)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	279	273	269	259	259
確保方策	280	280	280	280	280
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	267	275	263	269	261

※実績値は各年度末時点、令和元年のみ7月1日時点の数値です。

(単位：人)

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	134	127	128	118	115
確保方策	140	140	140	140	140
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	129	121	105	126	123

※実績値は各年度末時点、令和元年のみ7月1日時点の数値です。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、保護者の疾病や仕事等により児童の養育が困難となった場合や、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間や休日に不在となり児童を養育することが困難となった場合、またはその他緊急の場合において、児童を児童養護施設等で保護する事業です。

現在、いずれの事業も北広島町では実施しておらず、第1期計画中也実績はありませんでしたが、必要に応じて広域連携等での確保に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数等の実施形態を満たす必要があります。

現在、北広島町では、各地域の子育て支援センターで実施しています。

(単位：人回/月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	525	505	494	484	472
確保方策	550	550	550	550	550
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	587	580	577	497	500

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(5) 一時預かり事業（「幼稚園における在園児を対象とした預かり保育」以外の一時預かり）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	204	200	196	197	190
確保方策	200	200	200	200	200
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	50	46	43	203	180

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(6) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。現在、北広島町内では、病児・病後児保育室「ユーカーリ」（1日あたり定員3名）で実施しています。

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	177	173	169	170	164
確保方策	250	250	250	250	250
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	251	254	252	239	250

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

子どもの預かりや送迎等の援助を受けることを希望する子育て中の保護者を会員として、その援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助の連絡や調整を行う事業です。

(単位：人日)

低学年・高学年 合計	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	15	15	15	15	15
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	47	28	34	9	10

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。

北広島町では、平成30年度から母子保健型の提供（北広島町子育て世代包括支援センター『ネウボラ きたひろしま「てごてご」』）を開始しており、子育てに関する様々な相談や対応、情報提供等が円滑に行える体制づくりに努めています。

(単位：か所)

基本型・特定型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	0	0	0	0	0
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	0	0	0

(単位：か所)

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	1	1	1	1	1
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	0	0	0	1	1

(9) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後もすべての妊婦を対象に健康診査の受診を啓発・推奨するとともに、14回分の受診の助成を継続します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象人数	110	110	110	110	110
	健診回数	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
(参考) 第1期計画 中の実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	対象人数	110	108	124	96	90
	健診回数	1,540	1,512	1,736	1,344	1,260

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)



(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。すべての家庭を訪問することを目標として、事業を継続します。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	90	90	90	90	90
確保方策	90	90	90	90	90
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	110	100	116	93	90

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(11) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

今後も、養育支援が特に必要と認められる場合には、その家庭に対して育児・家事の相談や必要な支援を行います。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50
(参考) 第1期計画中的実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	38	56	62	56	45

※実績値は各年度末時点の数値です。(令和元年度は見込み値)

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、北広島町では実施していない事業ですが、事業の必要性も含めて、事業実施の可能性を検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

現在、北広島町では実施していない事業ですが、事業の必要性も含めて、事業実施の可能性を検討していきます。

第8章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議の開催

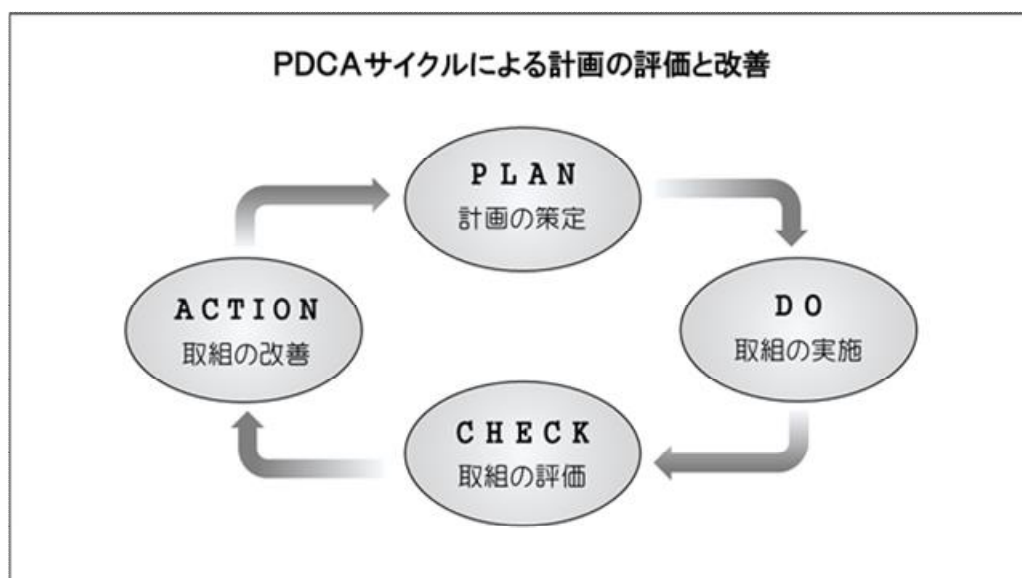
子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直し等のために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 庁内及び関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、庁舎内連携はもとより、認定こども園・保育所（園）、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携を図ります。

3. PDCAサイクルによる検証

PDCA サイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取り組み状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげるものとします。



1. 北広島町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 25 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の合議制の機関として、北広島町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置くとともに、当該子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げるもののほか、児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係事業に従事する者
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(会議の運営)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

2. 北広島町子ども・子育て会議 委員名簿

区分	役職名	氏名	備考
学識経験を有する者	民生委員児童委員協議会	谷下 温子	
	教育委員会 教育長職務代理者	菅川 知由	
子育て支援に関する機関・団体の代表者	保育施設 代表	水野 了史	会 長
	八重東放課後児童クラブ支援員	岩見 仁美	
	小中学校校長会 会長	板倉 寿恵美	
	青少年育成推進協議会 会長	宮本 新八	副会長
その他町長が認める者	商工会 筆頭理事	花升 隆行	
	保護者 代表	曾根田 利江	

3. 計画策定の経緯

年度	月日	内容
平成 30 年度	11 月 8 日	平成 30 年度 第 1 回北広島町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の取組状況 ・ 第 2 期計画の要点、計画策定スケジュール ・ 子育て支援に関するニーズ調査（案）の検討
	12 月 7 日～ 12 月 19 日	子育て支援に関するニーズ調査の実施
	3 月 5 日	平成 30 年度 第 2 回北広島町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の平成 29 年度検証 ・ ニーズ調査結果の報告
令和元年度	7 月 30 日	令和元年度 第 1 回北広島町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の平成 30 年度検証と計画期間中の達成状況 ・ ニーズ量の推計と目標量の設定 ・ 計画骨子案の検討
	11 月 19 日	令和元年度 第 2 回北広島町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の検討
	12 月 16 日～ 1 月 10 日	パブリックコメントの実施
	2 月 27 日	令和元年度 第 3 回北広島町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果 ・ 計画最終案の検討

第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

企画・編集 北広島町 福祉課 子育て支援係